

第三十四回国会 社会労働委員會議録 第十八号

昭和三十五年三月十七日(木曜日)

午前九時五十三分開議

出席委員

委員長 永山 忠則君

理事大石 武一君 理事大坪 保雄君

理事田中 正巳君 理事八田 貞義君

理事藤本 拾助君 理事滝井 義高君

理事八木 一男君 理事堤 ツルヨ君

池田 清志君 大橋 武夫君

加藤 精三君 加藤鏡五郎君

龜山 孝一君 川崎 秀二君

藏内 修治君 齋藤 邦吉君

志賀健次郎君 田邊 國男君

中村三之丞君 中山 マサ君

古川 丈吉君 柳谷清三郎君

山下 春江君 亘 四郎君

赤松 勇君 伊藤よし子君

大原 亨君 小林 進君

五島 虎雄君 多賀谷眞稔君

中村 英男君 山口シヅエ君

本島百合子君

出席國務大臣

内閣総理大臣 岸 信介君

厚生大臣 渡邊 良夫君

労働大臣 松野 頼三君

出席政府委員

法制局長官 林 修三君

厚生政務次官 内藤 隆君

厚生事務官 森本 潔君

(大臣官房長)

厚生事務官 太宰 博邦君

(保険局長)

労働政務次官 赤澤 正道君

労働事務官 三治 重信君

(大臣官房長)

労働事務官 堀 秀夫君
(職業安定局長)
委員外の出席者
専門員 川井 章知君

三月十七日

委員河野孝子君、早川崇君、風見章君及び中嶋英夫君辭任につき、その補欠として加藤精三君、田邊國男君、小林進君及び多賀谷眞稔君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員加藤精三君及び田邊國男君辭任につき、その補欠として河野孝子君及び早川崇君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(齋藤邦吉君外二十三名提出、第三十三回国会衆法第二三三號)

厚生年金保険法の一部を改正する法律案(田中正巳君外二十三名提出、第三十三回国会衆法第二四四號)

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(田中正巳君外二十三名提出、第三十三回国会衆法第二五五號)

船員保険法の一部を改正する法律案(田中正巳君外二十三名提出、第三十三回国会衆法第二六六號)

船員保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十一回国会閣法案第一六八號)

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(八木一男君外十二名提出、衆法第一七七號)

○永山委員長 これより會議を開きます。

齋藤邦吉君外二十三名提出、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案、田中正巳君外二十三名提出、厚生年金保険法の一部を改正する法律案、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案、船員保険法の一部を改正する法律案、内閣提出、船員保険法等の一部を改正する法律案及び八木一男君外十二名提出、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案、以上六案を一括議題とし、質疑を行ないます。滝井義高君。

○滝井委員 けさの新聞を見ますと、岸・河野會談というのが行なわれておるように出ております。九時半の委員會が十時でなければ開かないというのは、おそらく岸内閣の運命に関するような重大な會談が岸・河野會談で行なわれたためであろうと推定するので、岸さんの三選がなるか、安花花道になるのか、岸内閣がのたれ死にするか、こういう大きな問題を論議したあとに、岸さんに船員保険法等の一部を改正する法律という、そういう大きな問題に比べたらどうもちよっとちよっけな問題のような感じがしますが、これはなかなか民生安定に重大な關係のある問題ですから、岸・河野會談に注いだと同じ精力を私の質問にも注いで

答えていただきたい。幾分岸・河野會談で感情の乱れがあるかとも、私医学者であり、心理学者ですから、ちよっけとわかるのですが、しかしそれは一つ落ちつけて答えてもらいたい。これは冒頭におけるあいさつです。

そこです。第一に、政党内閣における法律案を政府なり与党が提出をするときには、これは完全に意見の一致を見て提出しなければならぬものだ、こうわれわれは考えております。岸総理としては政党内閣においては、法律を國會に提出する場合は、現在どういう順序と手続でなされておるのか、それをまず御説明願いたい。

○岸國務大臣 法律案を出しますにつきましては、言うまでもなく政党内閣でございまして、政党内閣も十分にきまっております。政府におきましては、最後にございましては閣議で決定して、そうして提案をするというふうにいたしております。

○滝井委員 与党の意向も十分いれ、そして大所高所から検討して、閣議で決定の上、國會にも出してやる。そうしますと、実は昨年の四月に政府は船員保険法の一部を改正する法律というものを提出して参っております。この法律の中では、船員保険法と失業保険法と日雇労働者健康保険法と厚生年金保険法と各種社会保険の均衡をはかるという意味においてこの四法案を一括して提出してきておるわけですね。ところが昨年の十二月になりまして、突如として与党側から、一括して総合調整

の見地から、政府が提出いたしました法案を、今度はばらばらにして、船員保険法、失業保険法、日雇労働者健康保険法、厚生年金保険法という形で出して参りました。しかもその内容を見ますと、船員保険や日雇保険や厚生年金はほとんどみな同じです。附則が幾分違うだけです。失業保険は、予算額にして三十一億程度に及ぶ修正をして出して参っております。これは政党内閣として、こういうように内閣が提出した法案というものとそっくり同じものをばらばらにして出してくるということになれば、当然与党、政府一体のものなんですから、政府案を撤回するか政府案を修正するかして出すべきだと思ふ。ところが政府案はそのまま生かしておる。与党がまた別個の同じ内容の法律をばらばらにして出してくる。こういうことは、政党内閣として、政府のものの考え方と与党のものの考え方とが一致しない、こういうことになるわけです。これを出すについては、当然これは閣議でも与党がこういう法案を出すのだということを承知の上でお出しになったと思ひますが、岸さんは一体こういうことで責任ある政党内閣の政治をうまく行ない得ると思ひますか。

○岸國務大臣 先ほど申しましたように、政党内閣の大きな政策であるとか、あるいは政党内閣の公約していることであるとかいうことを、内閣が政党内閣である以上は、責任を持ってそれを法律なりあるいは予算にまよめて出すこと

は、これは当然やらなければならぬと思う。しかしながらいろいろ国会の審議の運営上から見ていろいろの問題がある、それはやはり党として、審議上の便宜であるとか、あるいは国会対策の必要上から、いろいろの法案その他のものの扱いをきめるといふようなことにつきましても、これは一々内閣がこれにタッチせずして、党の運営にまかすという点もありますので、今おあげになりました法案を政府としては一括して出しておりますが、審議の都合上、党としてこう分けた方がよろしいという意味において分けておるといふふうには私どもは解釈いたしております、これはいわゆる今おあげになりましたような責任内閣、議院内閣制度の根本に触れるような問題だとは考えておりません。

○**滝井委員** 国会対策上あるいは法案審議の上で、そういうことをした方が非常に便利だ、そういうことの方が国会の通りがいいんだ、こういう見地からやったらどうか、従って政党内閣の法案の出し方その他を侵すものではないという御答弁でございしますが、実はこういう出し方をするにによって、三十四年度の予算に重大な減収を来たすことになるわけです。あるいはある一部においては非常に大きな支出増を来たす問題が出てきておるわけです。そうしますと、これは当然予算の編成その他にも関連をしてくるのです。一体厚生省関係で幾らの減収になり、労働省関係でどの程度の予算に増が出るのか、資料ができておるはずですから、こまかいことはあとで理事会でその資料を出してもらいますが、その総額だけ岸総理の前ではつきり言ってみて下さい。

○**太宰政府委員** 政府提案は昨年の六月ぐらゐからを、多少の月の変動はありますが、成立したならばいたしたいということでも予算を組んでおられます。それが今日まで成立いたしません結果、三十四年度予算上の計数の変動をいたしまして、厚生年金保険では、歳入と歳出とそれぞれ差引いたしまして減が百三十六億三千五百万円、船員保険の疾病部門は増が二千九百万円、年金部門の減が二億五百万円、失業部門は歳入増六千六百万円、失業部門は歳入増六千六百万円、日雇健康保険の国庫負担は、もし議員立法の方が成立いたしました場合には変動ありません。

○**滝井委員** 労働省の方を一つ。
○**細政府委員** 労働省につきましては、ただいま厚生省の方から説明がございましたが、歳入が約四十億増でございます。
○**滝井委員** 岸総理、今お聞きの通りでございます。結局船員保険法等の一部を改正する法律というものは、昨年の六月から施行するというもので出しておる。ところがそれが四本を一本にしたために必ずしも与党の満足を得るところとならなかったわけです。従ってこれは、法案が国会を通過することのできずに昨年末までやって参りました。ようやく与党が一本の法律を四本にばらして出すという事態になった。そういう事態になったために、三十四年度の予算に厚生年金は今御説明の通り百三十六億三千五百万円というマイナスを生じてきたということです。これはあとでもまた私触れますが、こう

いうように厚生年金だけでなく、日雇健康保険においても、船員保険においても、失業保険においても、とにかく億をこえる増減が出てきているということなんです。これは非常に重大な問題です。三十四年度の予算というものはすでに国会を通過して、もう三月三十一日で実施の終わる予算です。こういう状態になってきておるものが、何かやむやむのうちに国会を通過されて、あとはもう終わりだというわけにはいかぬと思うのです。これは少なくとも政府と与党とがすみやかに意思の統一をはかって、もっと早くこれを修正するならば修正する、ばらすならばばらすということをやらなければならぬ。ところが年度のぎりぎりになってこういう重大な法案の変更をやるということとは、内閣の意思の変更と同じです。一億か二億かの額ならば予備費が何かでやりくりがつくのです。ところが非常に長期の見通しに立っておる厚生年金というものに百三十六億の減収を来たすということは大問題です。給付の上にも大きな影響を及ぼす。これはすぐには起きないとしても、長い目で見たならば相当の影響を及ぼして行くわけです。こういう点について岸総理としては、内閣の最高責任者として、両大臣が横におられるのですから、当然両大臣の補佐を受けて、こういう問題をもっと早く閣議で問題にして善後策というものを講じておかなければならないと思います。それを一年以上も放置して、ぎりぎりになって問題を決着に持ち込まなければならぬということは大へんなことだと思いがすが、どうお考えになりますか。

○**岸国務大臣** これも法律案が私どもの希望し予定しておったように通過しなかった結果から生じたやむを得ないものであります。今御指摘がございましたように、今すぐこの厚生年金の給付に差しつかえができるかと、運用ができないというふうな問題ではございませんで、これは法律が通らなかつた結果としてやむを得ない結果だと考えるはかなからうと思ひます。
○**滝井委員** 法律の通らなかつた結果のやむを得ない結果だとおっしゃいますが、現実には予算よりか百三十六億も減収になる、失業保険だつて四十億の歳入欠陥が生ずるといふことになれば、当然それぞれの特例会計というものは組みかえをやらなければならぬ。それは長い目で見れば、厚生年金には三千億以上の積立金があります。失業保険の方は六億以上の積立金を持っております。そういう積立金を取りくずしていけばちつとも支障はありません。支障はないけれども、それによつて、厚生年金は給付の額なりあるいは保険料率というものが精密な計算のもとに行なわれてきておるわけです。これは岸さん御存じの通りであります。この百三十六億の穴が厚生年金にあけば、そういうところ狂いが必然的に出てくることになる。こういった点も、内閣がこういう法案を取りまとめる場合においては、やはりもう少し慎重にやってもらわなければいけないと思ひます。この点はどうか。今後そういうことのないようにきちんとやれば各閣僚を奮励してやられることは当然ですが、同時に岸さんは与党の総裁ですから、与党と内閣とがきちんと緊密な連携をとつて、与党のまないものを無理やりに閣議で決定して押さ

つけるということは民主政治に反する。だから少なくとも与党と政府とは緊密な連絡をとつて、こういう醜態を国会で演じないようにしなければならぬと思ひますが、どうですか。
○**岸国務大臣** もちろん内閣の首班といたしまして各省の間の連携を十分にとり統一をすることは必要でありますし、また議院内閣の趣旨から申しまして、同時に私は与党の総裁でありますから、そういう意味において与党と政府との連絡について万全を期するといふことは従来も考えておるところであり、できるだけそういうことに努めてきておりますが、今後十分にそういう連絡調整はとつていかなければならぬ、かように思ひます。

○**滝井委員** そうしますと、三十四年度の予算というものは、国会に出したものと全く違つたものになりますか、財政法上これはどういふことになりますか。組みかえて出すことになりませんか。
○**岸国務大臣** これはほかの点にもあろうと思ひますが、予算は予算でございまして、予定しただけの歳入ができなかつたら歳入減になる、あるいはふえた場合においては予定よりもふえた歳入増でありまして、特に予算を変更するといふ性質のものじゃないかろうと思ひます。

○**滝井委員** もう一つそれと同じ問題が出てきました。それは現在ここに船員保険法等の一部を改正する法律という法律が出ています。船員保険は総合保険でございまして、短期の保険と長期の保険とが含まれておると同時に、労災も含まれておるのです。しかしこの内閣の出した船員保険法等

の希望し予定しておったように通過しなかった結果から生じたやむを得ないものであります。今御指摘がございましたように、今すぐこの厚生年金の給付に差しつかえができるかと、運用ができないというふうな問題ではございませんで、これは法律が通らなかつた結果としてやむを得ない結果だと考えるはかなからうと思ひます。
○**滝井委員** 法律の通らなかつた結果のやむを得ない結果だとおっしゃいますが、現実には予算よりか百三十六億も減収になる、失業保険だつて四十億の歳入欠陥が生ずるといふことになれば、当然それぞれの特例会計というものは組みかえをやらなければならぬ。それは長い目で見れば、厚生年金には三千億以上の積立金があります。失業保険の方は六億以上の積立金を持っております。そういう積立金を取りくずしていけばちつとも支障はありません。支障はないけれども、それによつて、厚生年金は給付の額なりあるいは保険料率というものが精密な計算のもとに行なわれてきておるわけです。これは岸さん御存じの通りであります。この百三十六億の穴が厚生年金にあけば、そういうところ狂いが必然的に出てくることになる。こういった点も、内閣がこういう法案を取りまとめる場合においては、やはりもう少し慎重にやってもらわなければいけないと思ひます。この点はどうか。今後そういうことのないようにきちんとやれば各閣僚を奮励してやられることは当然ですが、同時に岸さんは与党の総裁ですから、与党と内閣とがきちんと緊密な連携をとつて、与党のまないものを無理やりに閣議で決定して押さ

つけるということは民主政治に反する。だから少なくとも与党と政府とは緊密な連絡をとつて、こういう醜態を国会で演じないようにしなければならぬと思ひますが、どうですか。
○**岸国務大臣** もちろん内閣の首班といたしまして各省の間の連携を十分にとり統一をすることは必要でありますし、また議院内閣の趣旨から申しまして、同時に私は与党の総裁でありますから、そういう意味において与党と政府との連絡について万全を期するといふことは従来も考えておるところであり、できるだけそういうことに努めてきておりますが、今後十分にそういう連絡調整はとつていかなければならぬ、かように思ひます。

○**滝井委員** そうしますと、三十四年度の予算というものは、国会に出したものと全く違つたものになりますか、財政法上これはどういふことになりますか。組みかえて出すことになりませんか。
○**岸国務大臣** これはほかの点にもあろうと思ひますが、予算は予算でございまして、予定しただけの歳入ができなかつたら歳入減になる、あるいはふえた場合においては予定よりもふえた歳入増でありまして、特に予算を変更するといふ性質のものじゃないかろうと思ひます。

○**滝井委員** もう一つそれと同じ問題が出てきました。それは現在ここに船員保険法等の一部を改正する法律という法律が出ています。船員保険は総合保険でございまして、短期の保険と長期の保険とが含まれておると同時に、労災も含まれておるのです。しかしこの内閣の出した船員保険法等

の一部を改正する法律は、船員保険部門については労災部門の改正を何もやっていないのです。ところが今度は労働省の方は労働者災害保険法の一部を改正する法律というものをけい肺法に閣連を出して参りました。そして松野さんの方はわれわれの方にこの法律は三月三十一日までにはどうして成立しなければ大へんなことになる、早く成立させて下さいといつて松野さん大へんな働きかけを国会にやっています。そういふように労働省は労災保険の一部改正をけい肺法に閣連をして早くやってもらわなければ困るといって、もう法律を去年国会に出してききました。ところが厚生省の方は船員保険法の一部を改正する法律というものを現実に出し、そして与党は、どうも一緒にして出した法律が気に入らぬといつて船員保険法の一部を改正する法律を昨年暮れに出したんだが、その与党の法案の中にも政府の出したものの、労働省は何か触れてないのです。そして労働省の方だけが触れている。そうしますと、今度政府の労災保険の一部を改正した法律というものは、これは労災で三年間で病気が治らなければ打ち切りになるわけですね。ところがけい肺等は打ち切った大へんですから、けい肺の特別措置法とか臨時措置法を作つてずっと延ばしてきているわけです。そして今度はそういう七年くらいじゃだめだから、もっと長く、生涯一つ見ましよう、こういう改正を労災はやってきた。ところが船員保険の労災部門は何らの改正をやっていない。そしてまだ国会にも三月三十一日が来ようとしているのに出してこないのです。

この点でも労働省は労働省の道を行き、同じ労災部門の厚生省は厚生省の道を行つてまだ出してきていない。最近になってから、ようやく事態の重大に驚いて社会保険審議会とか社会保障制度審議会にかけている、こういう状態です。全く岸内閣の政策というものは、民生の安定、弱者、貧しき者、傷ついた者に対する政策というものはちぐはぐです。ばらばらです。与党は与党の道を行き、厚生省は厚生省の道を行き、労働省は労働省の道を行つておいて、全く有機的な連絡がない。それは前の四法において、さいぜん申し上げましたように、予算上に大きな変更を加えてわが道を行つたと同じ姿が再びまたここに出てきておるのです。この点についてはどうですか。そういふことは閣議で問題になりませんか。

○渡邊国務大臣 御指摘の点はごもっともでございます。けれども、私どもといたしましてはただいま技術的な検討を行ない、社会保険審議会や社会保障制度審議会の答申を求めつつあるところでございます。

○滝井委員 技術的な検討を行なうと言つたが、松野さんの方のけい肺法というものが問題になりまして、そして臨時措置法ができた。そしてその法律の中には、昨年の十二月三十一日までには必ず国会に内閣は法律を出せという条項が入っているのです。だから松野さんの方はあつて昨年暮れに出しておる。従つて当然労働省は厚生省にそういうことも連絡をして、船員保険の労災部門をやらなければならぬのにやっていない。こういうところが明らかに社会保障政策における内閣の不統一をはしくも暴露している。そ

うすると船員部門は救われないことになつてしまふ。一体こういうことが閣議で問題にならなかつたのですか。

○岸内閣 陸上労働者の関係と船員との間におきましてはいろいろ研究をしなければならぬ問題がある。私の聞いております限りにおきまして、特殊な技術的な関係もあるから、なお船員についてはさつきお話しになりました社会保険審議会やあるいは社会保険制度審議会の議を経て成案を至急得てこの国会に提案する予定であるが、今御指摘のありましたように、労災法の関係につきましては、どうしても早く出す必要があり、また成案を得ているからこの方を出すけれども、続いて船員保険については今言つた点を検討して成案を至急得てこの国会に出して御審議願ひ、こういうふうな趣旨に私は聞いております。時目的に多少のズレはありますが、これはそういう関係でございまして、政府としては両省の調整をとつて処置するつもりでございます。

○滝井委員 総理はきょう初めてでしようから、なかなかこれはむずかしいと思ひますが、今から二年前にけい肺の臨時措置法ができたときに、すでに昨年十二月三十一日には法律を国会に出さなければならぬとぞというところになつてはいるわけですね。だから二年前にその問題ははつきりしているわけですね。従つて当然労働省としてはその準備に着々かかつてきていたわけですね。そうすると船員保険部門というものは厚生省にあるのだから、松野さんが閣議でそれを問題にしたなら、渡邊さんもそれを受けてやらなければならぬ。あるいは松野さんなり渡邊さんを助ける

役人の諸君も当然そういうことは献言していかねばならぬはずなのです。ところがそれが行なわれずしてこういう形になると、船員保険法の一部を改正する法律案をこの国会でまた通すわけですね。またあとに船員保険法の一部改正が出るのです。国会で、内容は違つても同じ法案を二回も三回も審議する、こういう醜態は演じてもらいたくない。まず船員保険法の一部を改正する法律案の政府提案が出る、それから船員保険法の一部を改正する法律案の与党法案が出る。そして今度政府が追つかけて船員保険法の一部を改正する法律案を出す。同じ政党内閣で、同じ船員保険法の一部改正に三つの法案を出すのです。こんなばかげたことはいけません。国会というものは忙がしいのですから、事務の能率的な進行をはかるうとするならば、こういう点はもう少し閣内でチンと言えばカンというやうなやり方をやらなければ困るのです。

○渡邊国務大臣 この船員と陸上労働者につきましては事情が全く異なつておりますので、別個な研究を進めていられるような次第でございます。

○滝井委員 別個な研究と言つても、これは二年前からですから、今の段階になつてはその言ひわけにはならないです。同じ国会に船員保険法の一部改正が三つも出るなんということはだれが見ても醜態ですよ、こんなことはない。同じ法律が一つの国会に三回も出てくるなんという事はないです。そこでこういう技術上の問題というものは、これは主として大臣を補佐する役人諸君がもう少し気をきかせることが一番大事なことだと思ひます。

こういう点を見るとどうも役人のたががゆるんでいる、官紀が弛緩しておる、こゝろ言わざるを得ない。これは役人の責任でもあるが、結局やはり岸総理の責任にもなる。最高責任者ですから十分御注意を願ひたいと思ひます。

そこで三十五年における厚生行政と申しますか、労働行政も同じだと思ひますが、大きな目標は、やはり社会保険の各法を総合調整しなければならぬといふことです。社会保険の各法を総合調整するといふ問題は、現在社会保障制度審議会においては昨年九月から十月のころに、あなたの方から大内先生に御諮問になつて、今着々とおやりになつてはいるわけですね。やがてその総会が開かれて方向が出てくるわけですね。そうすると当然この方向といふものは、日本経済の発展といふものが、岸内閣になりましてから最近所得倍増計画といふものを出しになつて、非常に経済は欧米諸国に比べて飛躍的な伸びをしてはいる。だからその中で所得の倍増をしていくが、同時にそれに見合う社会保障の長期の計画を立てての、一つの既定的な方針のやうにあるのが、一つの御説明になるし、渡邊さんもそういうことを御説明になるわけですね。そうすると、今度こういうちやちや四法を出しになつて、わずかに保険料率をちよこちよこいじめる。そして国庫負担の三分の一を四分の一に切り下げる。これは後退しておる。そういう改正をやつて当面を糊塗していくといふよりか、今言つたやうに、厚生年金で百三、四十億の穴があき、失業保険で四十億の穴があいても、予算は予算でございますから、今大して影響がな

い、こうおっしゃるならば、この四法の改正というものは当分延ばして——どうせ一年延ばしてきたのだから延ばして、そうして一つの根本的な総合調整の問題を、労災もひっくるめておやりになることが筋が通ってくる。こういううち中途半ばな改正をやっておると、大内先生の方が絵をかくときにきかなくなる、りっぱな答申が出にくくなる、こういう点をあなたは一休どうお考えになるかということ。これは今後岸内閣が社会保険政策を経済五カ年計画に見合せてお作りになるときに、大事な点になると思うのですが、その点はどうか。

○岸内閣大臣 日本の各種保険制度やあるいは年金の制度というものが、発達の時期も違っておりまして、状態も違っており、この間の総合的な調整をはからなければならぬということ。は、今滝井委員がお述べになりましたように、私もそういうことを考えております。そしてその根本の問題については、社会保障制度審議会に諮問をいたしておるわけでありまして、今回われわれが御審議を願っておりますこの案は、この方向に対して私どもが一步前進を事実上示しておるところのものであります。このいろいろな内容の改善につきましては、その具体的な問題として、それぞれの審議会の意見も聞きまして、政府のそうした事柄に対しては、大多数の御賛同を得ておる次第でありまして、そういう意味から申しますと、決してわれわれが調整をするということの基本方針と、これは矛盾するものではないのであります。さらにこれだけでもって、総合調整の基本が確定するとか、全部ができ

るというものではございませんで、給付の内容の問題であるとか、あるいは各種年金間の通算の問題であるとか、いろいろ調整しなければならぬ問題がございます。これらの問題については、審議会の答申を得てわれわれとしてはやりたいと思っておりますが、今回出しておる調整の問題も、その一環としてお考えいただきたいと思っております。

○滝井委員 それの一環として考えてくれということですが、相当岸内閣としてはこういう方面に力を入れていられませんか、私が冒頭に御指摘申し上げました通り、事ごとに総合調整の問題がちくちく出てきておるといふことですね。これは実例をもって示したわけですね。従ってぜひ総理としては経済五カ年計画に見合う長期の社会保障計画を——これは渡邊厚生大臣もそういう意向ですから、御督励になって、これは経済五カ年計画をお出しになると同じように、すみやかに、やはり次の臨時国会あたりには内閣として社会保障制度の長期計画というものを、こういう方向で持っていくのだというくらいの実案はお出しただけですか。

○岸内閣大臣 先ほどから申し上げておりますように、審議会で審議をしていただいておりますので、政府としては審議会の御審議をなるべく督促をいたしまして、結論、その答申を得て、できるだけ早く社会保障制度のそういう長期計画についての方針を明らかにしたい、かように考えております。

○滝井委員 ぜひ一つそうしてもらいたいと思つてます。次に、時間がありませんからもう一つ大事な問題に触れますが、実は岸総理も御存じの通り、来年、三十六年の四月一日から拠出制の国民年金が始まります。現在問題になっている厚生年金はすでに三千億をこえる積立金がありました。そこで現在のこの厚生年金に加入しておる人は三十九万あります。そして積立金がすでに三千億をこえてきたわけですね。この三千億をこえる積立金を有効に活用することによって、百億や二百億はすぐにかせぐことが出来るわけですね。三千億をこえておりますから、この積立金を一体どういふふうに通算をしていくかの問題です。内閣としては、厚生年金の、いわゆる零細な労働者諸君のふところから出たこの金の運用を、将来どういふ方向に持っていくか考えてございませうか。

○岸内閣大臣 厚生年金の積立金については二つのことを頭に置いて考えていかなければならぬと思つてます。一つは確実にかつ有利に運用していくということが厚生年金の支払い、またその給付を確保する意味からいって絶対必要である。同時に今お話しのように、多数の人の零細な積立金によってできている、現在もやっております還元融資等の方法によってこれらの人々にこれを活用してもらつて、そうして十分にそれらの人々の福祉が増進されるように考えなければならぬと思つてます。いずれにいたしましても、われわれは一面において今安全かつ確実、有利にこれを運用していくということですが、厚生年金の財政の上からいって必要であるとともに、できるだけたくさんの人々の福祉の増進に資するようにこれを考えていくという必要がある。

つ大事な問題に触れますが、実は岸総理も御存じの通り、来年、三十六年の四月一日から拠出制の国民年金が始まります。現在問題になっている厚生年金はすでに三千億をこえる積立金がありました。そこで現在のこの厚生年金に加入しておる人は三十九万あります。そして積立金がすでに三千億をこえてきたわけですね。この三千億をこえる積立金を有効に活用することによって、百億や二百億はすぐにかせぐことが出来るわけですね。三千億をこえておりますから、この積立金を一体どういふふうに通算をしていくかの問題です。内閣としては、厚生年金の、いわゆる零細な労働者諸君のふところから出たこの金の運用を、将来どういふ方向に持っていくか考えてございませうか。

還元融資の問題もそれでありまして同時に、預金部に一括してこれを運用する場合におきましても、できるだけその運用面において、間接的にも一般の福祉に向くようにこれを運用していくことが必要であらう、かように考えております。

○滝井委員 今までの政府の考え方はそういう考え方だったのです。ところが最近になりましてから、そういう考え方だけではいかぬという論が閣内に起こつてき始めております。これはどういふ考え方かという、現在資金運用部に厚生年金なんかは三千億以上預託をしておるわけですが、その金利が安いわけですね。金利が安くて、しかもその積立金が直接被保険者、言葉をかえて言へば、国民の民生安定の方向に利用されていくというのです。利子が安いので、もう少し高くして、それを運用してその運用を国民福祉の方に利用してくれという要望が厚生省を中心にして、あるいは労働省所管の労働組合として起つてきているわけですね。そこで渡邊厚生大臣に先日質問をいたしましたところ、ぜひこれは今大蔵省の資金運用部に預けておるそのお金を厚生省としては自主的に運用をした。これは従来からの要望であるが、強い要望である。そういう答弁をしていくわけですね。ところが今大蔵省の方は、資金の運用というものは、これはやはり財政資金というものは一元的に国家的見地から運用しなければいかぬのだ、だから厚生省の言うようなことはいかぬというところで、この委員会では意見がまっとうから対立をしたのです。特にきょう私が岸総理にお願いを願つたのは、このことなんです。こう

いう中で総理大臣が一体どういう裁断を下すかということなんです。現在保険料の収入が三十五年の予算で例をとって見ますと、七百六十五億五千万円の保険料の収入があつて、運用の収入は二百三十三億二千万円なんです。ところが岸総理の言われた還元融資のために百五十億しかやっていない。こんなことでは三千億の金を預けておるのに、われわれの民生安定のために百五億ではとてもやっていけませんというのが渡邊さんを初め松野さんの所管の労働者全部の主張です。そうすると、佐藤さんの方はだめだ、こうおっしゃっておるわけですね。これをどう調整するかということが一番大事な問題です。これはどう調整されますか。さいせんのお考えは今までの時代ならばそれでいいのです。最近の情勢は違つてきた。これをあなたは内閣の最高首脳者としてどうやるかということなんです。

○岸内閣大臣 根本的に申しますと、私はやはり積立金というものは財政投資融資資金の重要な資金であり、またこれを一括して運用することによって、日本の産業経済の発展を期するという意味から申しましても、最も効率的な運用ということは一元的にやること、がよいと思つてます。しかしながら、その運用に際して、こうした零細な人々の積立金でありますから、還元融資の方法によって、直接これらの積み立てをする人の福祉に資するようなことも考えていかなければならぬ。従つて、そういう点において労働省や厚生省の意見等を十分に取り入れて、両方の調整をはかつていくことがいい。

○永山委員長　本島百合子君。
○本島委員　ただいま岸総理から社福社の面につきまして御答弁があつたようですが、保険財政に關連いたしての御質問はただいまやられてますが、福祉國家を建設するという考方、その点について岸総理は、私どもが見受けておりますと、少し違つて、しないかという感じがいたします。ということとは、今日生活保護なるものはその線まで到達しないボーダー・ラインの人たち、いわゆる低額所得層にゐれる人々、こういう人が最終的に願ふことは保険であり、年金である。こういうことによつて、ただいまこゝとした保険法の改正案が出されたと思ふわけなんです。ところが四法改正をだ小手先でなさろうとして、根本的

ほかの法案との調整がつかないまま、今回提出されておるわけであります。そういったしますと、こういう低額得層の人がやっとたどりついていて、年金なり保険なりという恩恵にあずかるという場合に立ち至ったときに、現実の面ではこれから漏れていく人々、やはり出てくるわけです。こういう点で、大体今低額所得層はどのくらいあって、今後福祉国家の建設のために、はそういう人々に対してどのような施策をしたならば、日本の国における社会保障制度が完備していくかといううな、根本的な理念をまず最初にお知りたしたいと思います。

○岸国務大臣　低所得者の数につきましては、大体一千万というふうに政府の方では見ております。それではこれらの人々に対して、どういうなをすうか。社会保障制度の大きな柱としては、言うまでもなく健康保険、医療に對す

る国民の皆保険とそれから老齢になつた場合における扶養するための国民年金制度というものを全国民に及ぼしていくこと、これが大きな二つの柱である。しかしながらそれに漏れるような人々に対してどうするかというこの低所得者の問題というのは、いわゆる生活保護に対する政策としてこれは考えていかなければならないと思います。この生活保護制度としましては、現在いろいろな制度があることは、私が申し上げるまでもなく本島さん御承知だと思ひます。あるいは身体障害のため、あるいは老齢に達した人に対する保護の問題であるとかあるいは夫を失つた母子に対する問題であるとか、いろいろあるいはどうしてそれに対する福祉という者に対する最低生活を保障するということになる制度によりましてこれをやっておるわけでありまして、その内容は、現在やっておる制度が十分であるとは私も思ひません。やはりこれは日本の経済やあるいは財政の健全な発展とともにその内容を改善していくということが必要であり、またそういう考えのもとに過去におきまして、また今回におきましてもある程度の改善を行なつておるわけでありまして、そういう方策によって内容を將來においても改善していく、こういう方針をとっていききたいと思ひます。

○本島委員 総理は今重大なことをお忘れになつたようでございます。こういう年金、保険制によって救われていない、漏れていく人々と私が聞いたことは、この社会保障という基本的な概念の中には、いわゆる失業者のなて、完全雇用のしかれる世の中ができてきて、その中からこぼれていく人々に対する福祉政策とこうなつてこなければならぬわけですね。そこでこの完全雇用という点で見て参りますと、雇用制度審議会の方からも答申があつて、政府は大体十五年から二十年かけて日本の完全雇用は実施できるだろう、こういうことがかつて新聞に発表されたわけでありまして、そのことについて総理は、社会保障ということになれば、一方完全雇用という制度ができ、それといふゆる年金なり保険なりというものが合わさつて人間の不幸といふものが救われるわけなので、従ひましてその完全雇用についてはどういふ考え方をもち、今後進めていくこととされておるのか、お伺ひいたします。

○岸国務大臣 完全雇用につきましては、根本的に言へば、やはり日本の経済、産業を進展せしめていくということとが基本になると思ひます。従来政府は経済の長期計画を立てて、そうして完全雇用を目ざして長期計画によって経済の発展を期していくということを考えております。またわれわれは今日国民所得の倍増計画というものを審議立案中でございしますが、これまた完全雇用を目ざしての計画でございます。完全雇用は、基本的に申しますと、やはり長期の計画を立てなければならぬと思ひます。しかしその間において現在の失業者に対してはどうしていくかという点になれば、公共事業や失業対策に關するところの応急的な処置をやはり基本的の方策と同時にやつていかなければならぬと思ひます。またたとえば石炭のような、最近において特に失業の生じてくるようなものに対しては臨時措置を講じて、基本的には長期計画によって期していく、こういうことを考えております。

○本島委員 そういふ基本的な概念といふものはだれも同じようなことを考へておるわけでございます。今日失業者の増大——政府は一応失業者は減少してきていると言われておりますが、現実には潜在失業者といふものはふえて参つております。ということはオートメーション化により雇用を戦前におけるように必要としなくなつた産業構造の中では、失業者はやはり増大してくる。

そこで私どもは保険行政の中で特に考へていただきたいことは、皆保険になつた、皆保険になつたからそれで社会保険を一步進めたんだ、だからいいんだ、こういう考え方、またそういう説明をよくされておるわけでありまして、国民健康保険の例をとつてみましても、健康保険における給付と国民健康保険における給付率は違つておるわけでありまして、同じ掛金をかけておつて、しかも一般の職種に属さないところの国民健康保険にかかると、半額は自分で持たなければならぬ。そうすると低額所得層といふものは、今一千万人近くあると言われたのでありますが、日本の勤労者のうちで月額一萬五千円前後という所得者は大体一千万人前後である、こういう統計が出ておるわけですね。そういう統計と、こういう零細状態に働いておる低額所得者といふものは国民健康保険の方は払つておる、払つておるけれども、実際自分が病院に入つた場合には半額は出さなければならぬ。かつて保険財政が赤字になりました。

たときに、いわゆる初診料の値上げ、診療料の値上げ等をなさいますと、保険財政がこまてたどりつてきた今日では赤字になつてきた。だがこの保険料率を一応引き下げようというふうな法案が出ておるわけですが、そういうことをされてみましても、現実に病人の例をとつてみれば、その病人が入院するときに、自分が半額持たなければならぬといふ場合に、思い切つて入れるかどうかといふことになりまして、入れないといふ人が多くなりまして、低額所得者の中で一番痛ましいのは、入れないといふことがわかつておつても、入るときに自己負担といふものがあるから入れない、こういうことになつて、結局は手おくれになつていく。低額所得者はいつまでも積みで、働かぬ場合においても給与その他におきまして非常に低額である。また暮らしの中でも今申し上げたような差を受ける。病氣をしても差を受ける、こういうことになつて参ります。従つて保険行政においては平等に希望しておることだと思ひます。そこで健康保険の場合におきましても、国民健康保険はやはり健康保険と同額に全額給付、こういう形をとつていただけるかどうかといふことが一つ、それからもう一つは生活保護を受けておられます場合は、医療扶助は完全に受けられるわけなんです。ところがたまたまボーダー・ライン層になつて参りますと、これは受けられないのです。受けられないから、そういう病氣にかかりましたときのいわゆる費用といふもの、これは自然自分が出さなければならぬ。御承知の通り生活物資は毎

年毎年上がつてきておるのです。これは岸総理もちゃんと知つておられると思ひますが、そういう生きるための費用は全部貧富の差なく平等に支払つていく。そして結論的に病氣に倒れたときは、お金を掛けておつても自分たちはやはり半額は持たなければならぬ、こういう矛盾が生まれてくるわけなんです。今回保険料率を引き下げられるということにおいて、大体二十七億圓くらいの減額になるということの説明されたわけでありまして、こういうものがもしあるとするならば、むしろ私は国民健康保険の給付率をもつと全額に近いだけを与えてもらいたい。そうすることによつていわゆる低額所得層の病氣に対し、貧困に対しての手を打つていくという感じ方を持つわけでありまして、こういう点についてどういふお考えを將來持たれて、保険行政におけるあらゆる法律の調整をはかつていけるかといふことを承りたいと思ひます。

○岸国務大臣 国民健康保険とその他の健康保険との間にいろいろな点において不均衡があるといふお話につきましては、さつきも申し上げた通り、各種の保険制度の総合的な調整をはかる場合において、なるべく給付内容その他につきましても調整をはかるように考へていかなければならぬと思ひます。社会保障制度審議会でもその意味において審議をされておりますので、その点は將來十分考へていくべきである、こう考へます。

○本島委員 もう一点時間がありますので、失業救済事業に働く人々、この人々は今今日の景況がよくなくなつてきたから多少失対事業から転換ができ

ていつておる、こういう考え方でいられると思うのです。ところが現実には失対事業で働いている人たちは、老人と女が残されておる。健康で働ける人たちは割合に転換の機会を与えられているが、残されている人は老人と女、こういうことになっておる。この失対事業について、根本的に恒久化した雇用関係に持っていける意思があるかどうか。将来はそうしなければならぬと思うのです。すでに失対事業が始まって戦後ずっと今日までの経験を持って参りますときに、もう取り残されておる人たちは他に転業ができないわけなんです。しかも健康で働ける人はほとんどほかの場所に行かれるということになると、重労働といわれるような労働に女の人と老人が取り残されてきておる。そこでそういう失対事業というものを根本的に改革される意思があるかどうか。その場合に身分の安定というものを与える、そういう考え方に立たれるかどうかというのを承りたいと思います。

○岸国務大臣 失対事業につきましては相当長いいろいろな経験もありますし、また最近における失対の実情等も、本島委員のお話のような傾向にあると思います。従ってこれに対して根本的な対策を十分考えていかなければなりません。それについては労働省の方におきまして、審議会を設けてこのことを検討して成案を得ていきたいという考えを持っておる次第でございます。

○本島委員 これで最後にいたしますが、ただいま言いましたようにこの保険財政というものが黒字になりつつあり

りますので、これを還元しろということとを言われておるのは、やはりなべ底低額所得層、生活にあえいでおる人、こういう人はどこかで上げていかなければならない。上げる方途としてのいわゆる失対事業に対する考え方、それから低額所得層の健康保険に対する、病に倒れたときの考え方、これが貧しい人はど金を払いながらその恩恵を受けることがないというのが今日の岸政権における施策なんです。従ってこれを根本的に切りかえていかなければならない。そのことについて私は質問したのであります。総理の答弁の中に、観念的な答弁だけで、いつどのような形において考えていこうという意欲が全く見受けられなかったことは残念だと思えます。せめても先ほど言われたように、保険財政のいわゆる勤労者に対する還元ということについては、大幅に今後努力されることを要望いたしまして私の質問を終わります。

○堀江委員 ちょっと関連して。総理はなかなか社労の委員会にお呼び出しする機会がないわけなんです。私はこれは私の立場から特に伺っておきたいと思えますが、今本島委員が質問をいたしましたけれども、岸内閣の悪い性格といたしまして、どうも厚生省関係、労働省関係に対して非常に冷淡な態度であります。これは含めて社会保障政策に対して岸内閣は非常に冷淡である。たとえば長期の計画を他の部門ではお出しになつても、この中に当然織り込まれておらなければならぬ。その中の社会保障政策というものがそれは一般の人々が指摘いたしておる通りでございます。私はこの前に出され

て参りました国民年金の問題にいたしましてはまことにけしからぬと思っておりますけれども、保険の各種の法案をいろいろ検討いたしましたときに、将来の社会保障制度の中に一体岸内閣はどういう青写真を持っておるかということがいまだかつて明確にされたことがございません。青写真がないがゆえに、この保険四法のような問題が生まれてくるのでございまして、私は一つ岸さんに、この際ももっとと社労を中心とした社会保障問題につきましまして重大な関心を持ってもらわなければならぬと思う。国家予算は、物を生んでいくものには、金もうけになるものには投資をするけれども、女、子供、病人だとか、なまのからだ、こういうものを持ったところの社会保障を中心とした政策に対しては、再生産されないからできないだけ国家のお金をつぎ込みたくないという意図が今年度の予算の中でも非常にはっきりいたしております。どうかこれは産業経済政策の中においてできるだけ国民を働かせる、しかし左手の中に社会保障政策を持って、働き得ない者はこの中に愛情ときめのこまかい政治をやつていって、この両手の中にこぼれるところのないように国民を政治の力によって抱えていくのだというところの態勢がなければならぬと思う。どうも片手落ちでございまして、左手の、岸さんの政策がないところに、先ほどの岸の答弁を承つておりましたも、総理はなほは自信がありません。自信のあることには大きな声をお出しにならうして、横の大臣に教えてもらつて、ぼしぼしとやらなければならぬという、答弁に自信がないとい

いうことが明らかにわかつておるのではありません。私は労働大臣、厚生大臣は大いに岸さんに對して御不満があらうと思つております。一つ一千万の低額所得者、そして七、八百万になんとなつておる失業者、潜在失業者、半失業者、こういうものを一人の人間に対して三千円の収入しかないというところの、五人世帯一千万五千円の低額所得者というものが千五百五十万世帯も日本の国内にあるというところは大きな失政であります。この千五百五十万世帯を取り残した政治というものはあり得ないのでございまして、一つ大いに頭を転換していただきまして手落ちのないようにやうに策にございまして、右手の産業経済政策を持っていらつしゃると同じように、この中に組み合わせていくのだというこの意思をお持ちになつていくのかどうか、私はないのじゃないか、こういうふうにとときどき疑わざるを得ないことがございまして、ここで一応御見解を承つておきたいと思ひます。

○岸国務大臣 本年度の社会保障制度に対する予算をどういうふうにわれわれが増額をしておるかということの一事をとつてお考えになりまして、わが内閣がいかにこれに対して重点を置いておるかということの一つの証拠になると思ひます。私は日本の社会保障制度を拡充し、福祉国家を作るといふのは、政治の目標であり、目的であると思ひます。そのためには、やはりそのことが得るだけの国力、経済力を日本に持たせることが必要であるのであります。私どもはこの社会保障制度を無視して、ただもうかる仕事

だけを作つておるのだというような考へ方は、毛頭持つておらないのであります。産業経済を發展せしめて、そして財政収入も多くして、社会保障制度をどんどんやうていけるようにしていくことが、われわれの考へであります。現に経済の状況なりあるいは財政の状況がやういふ状況にありまうので、最近におけるところの社会保障関係の費用を予算の上にかにわれわれが増額してあり、また社会保障制度の根幹として国民皆保険の問題あるいはまた国民年金の問題、その内容につきましましてはなお改善を要する点が多々あると思ひますが、これらはその制度を二つ立てて、それを柱とし、それからさらに各種の福祉政策というものをあわせて行なつて、今申したような経済の繁榮とらみ合わせてこれを拡充していくというのが、私の考へでございます。

○永山委員長 八木一男君。○八木(一男)委員 待つこと久しで総理大臣に御質問できるわけでありまして、とにかく一生懸命詰めてやりますので、詰めてやることについては最後まで御答弁を願ひたいと思ひます。総理大臣は福祉国家という言葉を今ほかの委員の御質問に使われましてけれども、私の考へ方では、福祉国家といふものは、まず働ける者が、たとえば自分の生産手段を持っていない者は完全雇用をせしめらうということがまず第一である。完全雇用は職を得るといふことだけではなしに、りっぱな賃金をもらひ、りっぱな労働条件であるという、質と量をかね備えた完全雇用である。そうしてもう一つは、自営業者が、農業の場合でも中小小工業の場

合でも、成り立つようにするということ、それからそのように働いていろいろの状態にない場合、老齢とか疾病とか失業とか、それからまた傷害とかあるいは子供をかかえた母子家庭、そういう場合には完全な社会保障制度でこの人たちが暮らしていけるようにする、そういうような点を全部完成することが福祉国家の完成であろう。さらに一つ、戦争の危険が全然ないような平和な日本、平和なアジア、平和な世界を作り上げることが、ほんとうの国民の仕合せを思う政治であらうと思いますが、その点について総理大臣は同じ意見であるかどうか。

○岸国務大臣 全然同意であります。
○八木(一男)委員 これらの点について申し上げたいわけですが、本日はおにも政府提案の船員保険法等の一部を改正する法律案あるいは与党提出の四法、それからわが党提出の失業保険及び職安法の改正案を中心に御質問を申し上げます。

今政府提案の船員保険法等の一部を改正する法律案、それから自民党提出の四法、社会党提出の失業保険法及び職安法の改正案の中で、一番問題になっておりますのは、政府案並びに自民党案の中の失業保険の部分、あるいは船員保険の失業部分、その部分です。私どもをして率直に言わしめれば、非常に改悪になっておる点が問題点になっている。それが中心でありまして、その点について申し上げたいと思っております。社会保障制度につきましては、政府の方は一生懸命やるといってお考えでございますが、社会保障制度というものはどんどん発展をしなければならぬ、拡大進歩をしなければならぬ、

のではないかと考えておりますが、総理も同じようなお考えであるかどうか。
○岸国務大臣 十分均等のとれた、調整のとれた健全な発展をすべきものであると思っております。

○八木(一男)委員 憲法二十五条の精神とそれからもう一つ失業保険法の精神、もちろん総理は条文そのものを御存じであるかどうかわかりませんが、存じであるかどうかかわりませんけれども、その精神は失業者に対して生活の安定を得しめるということが大前提の精神である。失業者というものは、本則として前に生産手段を持たなかった労働者である。それが失業した場合、それはそれ以外の収入の見込みがないのが原則である。従って再就職して収入の道を得るまでは当然失業保険金というものは、その期間、再就職まで確保されることが一つの筋でなければならぬ。もう一つ失業保険金、日額の場合でも月額の場合でも、そういうものが少なくとも最低限度の生活を維持することができるといような金額でなければならぬと思つて、それについて総理大臣はどうお考えでありますか。

○岸国務大臣 そういう考え方を持っております。
○八木(一男)委員 ところが現在の失業保険法は現行法においても、一番長いもので二百七十日という給付で打ち切られることになっております。それから金額の方は賃金の六割という標準で計算をされております。そういうものでは総理大臣が今お答えになった筋であるとということとほど遠いものであります。ほど遠いということとを当然お認めにならなければならぬ状態でありますが、ほど遠いだけでとめておく

のでは、これは政治の前進はございせん。福祉国家の建設をうたい、社会保障の拡大あるいは充実をいつも公約しておられる岸内閣としては、それを本来の筋に近づける努力を当然なされるべきではないかと思つて、それについてこの改正案、われわれのいう改悪案は、それを逆行する方向を示しております。そういう点について総理大臣の本旨と違ふ法律でありますから、再考をなさる必要がある。総理大臣としてそういう意見が出たならば、当然考え直すというお考えにならなければならぬと思つて、総理大臣のお考えを伺いたい。

○岸国務大臣 決して私どもすべての制度が完全であり、この内容で満足しているわけではございません。従つて改善を要する問題については十分検討をいたして、改善をしていく考えであります。が、やはり一面国家の財政ということも考えなければなりませんし、一般の制度の本質も考えましてそれぞれ検討を加えて、逐次改善していく、こういうほかはなからうと思つて、なかなか一時にすべての問題を解決するということにはいかないのではなか、かように考えております。十分検討して将来内容を改善していくことについては、政府としても考えているかなければならぬことである、かように思つております。

○八木(一男)委員 財政の点もございまして、そういう点で、理想の線まで、再就職まで一ぺんに伸ばせ、あるいはまた失業保険金を飛躍的に上げようといつてもそれはいろいろと内閣の性質があつて、財政上の理由があるからということ、なかなか一ぺんにい

かないということとは私ども知らないわけではありせん。しかしそれができる機会にそれをしないということとは、非常な怠慢であらうと思つて、今まで失業保険の給付というものは非常に劣悪なものであつた。たとえば保険金額は六割である。賃金五千円のときに、六割の給付であれば、これは日額計算であります。月額にして一ぺんにわかりやすく申し上げますと、三千円にしかあがらぬ。三千円では奥さんと子供が足りない。一人当たり月千円ということになる。都会地の生活保護の一人当たりの金額の半額であります。(五千円というのには少な過ぎる)と呼ぶ者あり) そういうことになるわけです。そういうような、生活保護の基準の半額になるような、そういう劣悪な状態にある。劣悪な状態にあることはけしからぬですけれども、それを直す機会に直すのであれば、幾分とも政府の態度もまた了承できるわけです。直せる絶好のチャンスに今至つてゐるわけですから、失業保険金は黒字が累積して、六百億も黒字がたまつてゐる。毎年黒字の基調はぐんぐん拡大をしております。政府の雇用拡大政策が誤りでなく、偽りではなく、インチキでないならば、黒字基調はますます拡大するはずである。それをインチキとお認めになつて宣言なさるならば、また別な角度から申し上げますけれども、インチキでないならば、黒字基調はますます拡大をしていく。その黒字基調のもとになるものを維持していけば、当然劣悪きまる状態を改善することができ。おそれる総理大臣は、非常に理想の方に近づけた。野党はまたそういうことをとどんどん言う。しかしながら、財

政上の理由か、そういうことがあつて、一ぺんにいかないという、一般的な社会保障に対する概念を持つておられると思つて、一般的な概念については、その十分の一くらいは政府の立場もわからないではありません。しかしそういうようなことができるときにそれをしないでおこうということは、これは政府の公約を全然完全にはずして、そういうことをする意思はない、福祉国家を作る意思はない、社会保障をやる意思にないということをお断言しなければ、国民に対する重大な欺瞞だ。今はできる機会なので、六百億円の黒字がある。黒字の基調は拡大していく。さらに政府の公約によれば、拡大する要素がある。こういうときに一つも改善していない。総理大臣はそんなこまかいところまでおわかりにならないかもしれないが、できるときに、しなければならぬのにしないのは、大ぜいの人々が総理大臣の目をくらましてゐると思つて、もし総理大臣が知つてゐることをしないならば、岸さんは完全に今、ただいまから総理大臣の資格はありませぬ。権力で信任を得るといふけれど、良心があれば直ちに辞表を出されるべきです。もし良心がおありになるならば、今できるときにそれを直さなければならぬ。総理大臣は、ほんとうに自分が良心のある政治家と思つておられるかどうか、それについての御答弁を願ひたい。

○松野国務大臣 委員長……。
○八木(一男)委員 総理大臣の答弁であります。労働大臣ではありせん。
○岸国務大臣 保険行政の技術的な問題、内容の詳細等について、またそれについての具体的な意見は、労働大臣

私自身が何か非常に社会保障制度に対して関心を持たない、あるいはそれについて良心を持たないというふうな御意見のようではありますが、私としては、先ほど申し上げましたようなことを、衷心から考えておる次第でありまして、決してこれについて良心を疑われるようなことは絶対ないと考えております。

失業保険給付というものは、元來再就職までやるのがあたりまえである。たとえばニュージーランドのような社会保障の發達しているところでは、完全に再就職までやるような制度が確立しております。政府の方は、インチキナ、非常に国力のない、そういうことのあまり進んでいない国の例をあげて、短かい国があると申しますけれども、少なくとも發達している国は、再就職まで完全にされておる。

それからもう一つ金額の点であります。賃金に対する六割というものは標準であるというようなことを、インチキな学者、インチキな政府役人は言います。しかし、インチキというのは言い過ぎであるかもしれませぬけれど

り下げられたら、生活が非常に困難になるということとは、まともにお考えになつたら、頭のいい総理大臣はすぐおわかりだろうと思う。そういう状態にある。先ほどの例は一つ特異な例をあげた。与党の方から、非常に先輩である大橋さんからヤジが出ました。それは一つの一歩、何と申しますか、著しい例を申し上げたわけでございますが、とにかくそういうものがある。五千円、万円の例にして、六割だと六千円であ

る。家族三人あった場合に、これは平均すると二千円の生活費になる。東京都の生活保護の基準は二千円ととんである。政府の強制保険で、失業のときの状態を確保するために失業保険法を出してゐる。強制適用で保険料を巻き上げてゐる。それでいながら、それくらいの生活しか維持できない。こんなものは不完全で非常に不十分だということとはわかり切っている話。それを直す必要があればならぬ。直すときには、

われわれは反対だけれども、政府にはいろいろな政策があって、国庫支出をたくさんつぎ込めないというような状態があって、今までストップをしておる。その点は非常にけしからぬと思うけれども、今まで済んだことだ。とこ

ところが、それが、放蕩しないでもう少しよくできるという絶好のチャンスなんです。その絶好のチャンスのときに国庫負担を切り下げて、負担能力の十分にある使用主の保険料を切り下げ、そうしてそれをストッパさせよう。そんなことは理屈が通ることではないのです。総理大臣の政策の大部分については私は大反対でありますけれども、しかし総理大臣は総理大臣なりに、日本の国をよかれかしとして政治を考えようというつもりでやっておられるのだらうと思う。総理大臣はその事情を知らないで、間違った方向をよしとしてやったら、総理大臣の政治家としての考え方、やりたいということ

とと反すると思う。あなたはめくらに
されておられるのです。少なくとも一
部分でも目を開いて、めくらじゃない
政治をやっていたきたい。この法律
は完全にあなたをめくらにさせてい
る。今御答弁を聞いても、詳しいこと

○**岸國務大臣** 御質問は二つの点にあつたと思います。それは、今回出しております失業保険に対する国庫の負担率を、現行の三分の一から四分の一に引き下げたことがけしからぬということ、現在あるところの失業保険制度の給付内容というものがきわめて不適当なものである、この内容を改善すべきだという、この二つの点にあると思います。

それで、第一点の方につきまして、これは私もいろいろな議論があろうと思います。反対論ももちろんあるでしょうが、しかし政府としては、社会保障制度審議会に諮って、実は今回国民健康保険に関する皆保険制度の方

針も立っし、それから国民年金の制度も立った、こういう際に、やはり各種の制度の間の均衡をとっていくという考え方のもとに出発したいという方針に対しては、大部分の方が賛成されましてここに出すことであります。

それから、第二の点につきまして
は、これは内容の不完備な点が私は現在
もあると思います。これを改善しな
ければならぬと思います。しかしこれ
は単なる慈善事業ではございませ
ん、やはり一つの制度として考える
ならば、ただ私がこの良心だけで考
えるのだという性質のものではなし
に、やはり専門家がおり、この制度
についての利害得失、いろいろなもの
の点から十分専門的に検討をしてい
ただいて、その結論によって方向、
内容を改善するということは——私
は現在のものが満足であるとは思
っておりませ

ん。だから、これを改善していかなければならぬという考えを持っておりますから、そういう意味において審議会等におきまして十分一つ審議をしていただいて、その結論によってこれを改善していきたい。

○永山委員長　八木君、約束の時間が参りましたので、結論を急いで下さいます。

○八才(一男)委員 総理大臣に伺います。総理大臣が良心のある政治家だったら、これだけ重大な問題に、私に對してあと三十分や四十分の応答をする良心をお持ちになっていると思う。

(総理大臣の都合じゃなし)と呼ぶ者あり) 総理大臣の都合だ。(国会の都合だ)と呼ぶ者あり) 国会はわれわれが質問を要求して、やっているのだ。総理大臣の都合が悪いからやめろというのは、君たち、いけないのだ。(総理大臣を責めるのはおかしい)と呼ぶ者あり) 総理大臣を責めるのじゃないの

だ。総理大臣がりっぱな政治をやる機会を与えようと思つてやっているのに何だ。

岸内閣総理大臣にその点について伺います。私どもは真剣にこれを討論している。総理大臣も真剣に国会の討論に参加して、政治の誤まりなきを期するの政治家としての使命であらうと思ふ。そういう考えをお持ちになつて

いるだらうと思ふ。区々たる議会運営で総理大臣が答弁を打ち切つて帰られるなら、総理大臣は政治を語る資格はありません。委員長は何と言おうとも総理大臣はここにいてよろしい。若さうであるとも八木一男の質問に堂々と応答するという気持を表明していただきたい。そうならば委員長も与党の理事も、そういうことを言う必要はない。与党の総裁であり総理大臣である以上、堂々と野党の質問に対して答弁をするという態度を表明してもらいたい。その点の質問です。

○岸国務大臣 私は私のただ個人的の理由でもつてこの審議をおろそかにするとかあるいは答弁を避けるというやうなことは毛頭ありません。ただ問題は、私の今聞いておるところでは、参議院の方の審議との時間の持ち合わせの関係上からきていると思ひます。私は時間の許します限り御質問に對しましては私の信念をもつてお答えするつもりであります。その点はむしろ委員長長同士の関係におきましてどういふやうな約束をされておるか、私はそれに従つて行動します。

○八木(一男)委員 参議院で要請をしているのはデモ規制法であります。これは予算に關係のある法律で、政府与党の方はこの審議を促進していこうと

いうことをさんざん野党に要請をしてこられた。その意味において今総理大臣に質問をしているわけでありませう。でありますから、断じてこの質問が終

るまでではしてもらわなければなりません。それでは質問の本題に移りますから、委員長、断じて打ち切りをしてはいけません。

○永山委員長 結論を急いで下さい。○八木(一男)委員 総理大臣としての善意を表明されたいろいろの御答弁は、政治家として、とにかく今聞いた範囲においては、非常にまじめに努力をされようという気持を看取いたしました。ただ総理大臣の政策の大半については私は大反対でございますが、その問題についてはそういうことになり

ます。この問題の背景を一つ申し上げないと、総理大臣としては御理解がつきにくいと思ふ。失業保険という問題の前にお伺いしましたように、福祉国家を作るためには完全雇用政策が行き届いて、労働者が就職の機会を得ること、もう一つは賃金その他の労働条件がで

きるだけよくなるということが一つの大きなテーマだということを総理大臣も確認をされたわけである。ところがこの失業保険のストップということがそれと逆行を示すわけですね。政府の方では一部分非常に間違つた考えがありまして、失業保険を給付しても、失業保険で食ふまで就職をしないであらうというやうな誤まつた考え方をする政府の人があるやうに、御答弁をいた

きまして私は推測をしております。それではいけないのであつて、政治を担

當している岸さんにしても、いろいろ審議をしているわれわれにしても、日

本国民は勤勞の意欲を非常に持つて、勤勞あるいはその他の仕事によつて自分たちではなうに自分の生活を確保する最善の努力をする。その仕事を通じて国家社会に役立つというやうな積極的な意欲を持った、ほんとうによい国民である私も信じて政治をやらなければならないと思ふ。とこ

ろが失業保険金をやればなまけ国民になつて、その間違で食つていてい

うやうな間違つた考え方、また非常に非人情な冷たい考え方、この問題に對処してはいけません。ところがさういふ考え方が一部あるやうに推測でき

る。そういう考え方で考えないでいた

だきたいと思ふ。ところで失業保険金というものを、条件をよくすればどう

いうことが起こるか、悪くすればどういふことが起こるかという、悪くし

て失業保険金の金額が少なければ、すぐ切れてしまふということになれば、労働の安売りが起こる。もうあと十日間で

切れる。切ればどうなるかというこ

とを考へれば心があせります。また金額が少なければ毎日食ふなくて、子供

がもう少しおしいものを食ふたいと

ねだれば、何とかしてこれを打開した

いというこを考へるのは人情です。そ

うなると自分はこの仕事に適さない。あの工場は労働管理が悪くてから

○永山委員長 一分ほど発言を許しました。一分が過ぎましたら中止します。

「八木一男委員「勝手にしろ、総理大臣は、こういう議会運営だ、自由民主党の総裁は、与党がこのような議会運営をやることをほんとうに……」と呼ぶ」

○永山委員長 暫時休憩いたしまして、理事會を開きます。

午前十一時三十一分休憩

午後二時二分開議

○永山委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

休憩前の質疑を続けます。滝井義高君。

○滝井委員 船員保険法等の一部を改正する法律案並びに与党が提出をいたしております船員保険法の一部を改正する法律案に見合う四法を一括して御質疑をいたしたいと思います。

そこでまず第一に、与党提出の失業保険の方から政府の見解を二、三尋ねてみたいと思うのです。そのまず第一は、職業訓練施設に入所した者に関する給付の延長の問題でございますが、職業訓練施設に入所した者にこの条項を適用する場合に、現在炭鉱労働者の訓練手当との併給は考えておるのですか。

○堀政府委員 訓練手当との併給は考えておりません。

○滝井委員 次に最近駐留軍の離職者、たとえば芦屋のようなところで急激にアメリカ軍の移動が始まりまして、大量の失業者が出て参るわけですね。そうしますと、芦屋のようなところは交通的にも非常に便利の悪いところ

でございますが、ああいうところの駐留軍の離職者が北九州その他の職業訓練所に通っていくのもなかなか大へんだと思うのです。そういう場合にはああいう場所に職業訓練所を作り臨時に職業訓練をやる、そして失業保険がない人あるいは失業保険の切れる人に職業訓練手当を支給しながら、離職者対策を完全にやっていくというような構想は労働省としては考えておるのですか。現在職業訓練所はそれぞれ炭

鉱離職者の多いところにはあるわけですが、これはやはり一つの都市に一方、あるいは炭鉱が閉山になったという一挙に五百人とか千人とかの失業者が出る。その五百人とか千人とかの人たちの中で失業保険を持たない人が職業訓練所に通っていくことも大へんだんです。そういう場合には便宜の、炭鉱なら炭鉱、駐留軍なら駐留軍のものとおったところには家屋その他りっぱな施設があるわけですから、それを利用して、たとえば旋盤とか大工、左官というようなものを教えれば、ただそこに教える先生だけが行けばいいというような問題が出てくると思います。労働省は今後そういう突如として出て参る集団的な離職者についてはどういう便宜をおはかりになる意思はあるのですか。

○堀政府委員 まずお尋ねの駐留軍関係でございますが、これは中央、地方の駐留軍離職者対策協議会におきまして、関係各省密接に連絡をとって、離職される方々の配置転換に遺憾なきを期したいと考えてございます。具体的に申し上げますと、たとえば芦屋地区に訓練所の分室がございまして、現在の芦屋地区に訓練所の分室がございまして、収容人員の増加をはかるということを考えております。それからこれと並びまして、ただいま御指摘のありましたような駐留軍関係の施設であるとかその他の施設の利用等についても、調査庁と連絡の上最大限の便宜を供与するという考えなのでございます。なおそのほかの産業におきまして集団的な離職者が生ずるといふような場合におきましては、炭鉱離職者については先生御承知のような措置をとったわけでございますが、今後これに準ずるような問題が起きましたときには、それぞれそれに応じまして関係機関と密接な連絡をはかりまして遺憾なきを期したいと考えております。

○滝井委員 そうしますと、芦屋のようなところにおいてはその地区に訓練所を作る。炭鉱でAならAという炭鉱が閉山になって、そこに一挙に千人の失業者が出てきた。そうしますと、その人たちが訓練所まで通うというのは失業保険だけではなかなか大へんだんです。従ってその炭鉱の中の建物を利用して、もし要請があればそこに訓練所の分室でも作ってやる、こういう政策は推進できますか。

○堀政府委員 そのときそのときに応じて遺憾なきを期したいと思っております。たとえば炭鉱離職者用の訓練所には付属の寄宿舎を設置するようにしております。そのほかにおきましても、ただいま先生お話のような事態が起きましましたときには、そのときそのときに応じて弾力的な措置を考えていきたいと考えております。

○滝井委員 ぜひそういう措置を講じていただきたいと思っております。

次は、松野労働大臣にお尋ねします。が、今回与党の方で出したいなりましてこの法律によりまして、今局長から御説明のありました通り、訓練手当と保険金とが併給されてないというところですね。夜間百三十円、昼間二百三十円のものでは、やはり安んじて職業訓練につけないという傾向があるわけですね。失業保険と併給されておりますと、まず食う方は失業保険でやってもやっても、自分の勉強の方は訓練手当でやっていくのだ、こういう気持がわいてきて、非常に能率を上げることができると思ふのです。それから同時に、失業保険が切れてから職業訓練所に行つて、職業訓練を受けて再就職するということになる、これは労働省も指摘されておるうちに、失業の期間が長ければ長いほど就職の条件が悪くなるわけですね。この際どうですか、さういふ午前中の御説明でもあったように、今度労働省は一年この法律が通らなかつたために四十億の収入増が出てきたわけですね。そうしてこの与党の提議でも三十億そこそこらしいのです。しつぽによけいに入ってきたわけですね。その分一つ善政を施す意味において、失業保険と訓練手当と併給をするという政策を——これは今度は無理だと思ひますが、こういう法律が出ておりますから、近くそういう構想をお打ち出しになる意思があるかどうか。

○松野国務大臣 当面の問題は、炭鉱離職者の訓練手当の方をふやせという声は実は非常に強いのです。私もこれについては将来改正したいという意思表示をしております。片一方の方が、大体失業保険が三百五十、六十円に炭鉱の場合には当てはまります。訓練手当は二百三十円、どちらかというと訓練手当の増額の方が、感じとしては私は優先しなければならないんじゃないか。ことに炭鉱離職者の場合は失業保険の切れた方が大部分であります。今回与党修正が出ますと、新たにそういうものが入りますけれども、大体失業保険の切れた方が炭鉱離職者には多いものですから、その訓練手当の修正という方が先行する立場にありやせぬか、こういうふうには考えております。

○滝井委員 まあ苦しい財政の中からやるのですから、政策の順序としてはすでに今まで訓練手当というものがなくて今度新しくできたわけですから、従つて失業保険が切れておる炭鉱離職者が多いでしょう。従つてその人たちに二百三十円なり夜間百三十円の訓練手当をまず第一に増加をしていき、そしてその政策がある程度浸透した場合には、今度さらに失業保険と併給の問題を検討するということは、順序として私はそれでいいと思ひます。ぜひ一つそうやっていただきたいのですが、そうしますと、夜間百三十円、昼間二百三十円の訓練手当というのはどの程度増額する御意思があるのですか。

○松野国務大臣 金額は、今回は予算が通りましたからあえていじるわけに参りませんが、援護会の運営の中においていづれ経営審議会とか運営委員会というものもございまして、援護会の運営の内部においてこれは検討して

者の訓練手当の方をふやせという声は実は非常に強いのです。私もこれについては将来改正したいという意思表示をしております。片一方の方が、大体失業保険が三百五十、六十円に炭鉱の場合には当てはまります。訓練手当は二百三十円、どちらかというと訓練手当の増額の方が、感じとしては私は優先しなければならないんじゃないか。ことに炭鉱離職者の場合は失業保険の切れた方が大部分であります。今回与党修正が出ますと、新たにそういうものが入りますけれども、大体失業保険の切れた方が炭鉱離職者には多いものですから、その訓練手当の修正という方が先行する立場にありやせぬか、こういうふうには考えております。

もろうように、私の方はそんな気持ちでお話ししているわけでありませう。

○滝井委員 まあ額は聞きたいところですが聞きますまい。一つぜひ援護会の運営の中で百三十円、二百三十円の手当はある程度増額をしていく。そうするとこれは今年度の年度途中から増額をやるといふ、こういう決心ですな。

○松野国務大臣 これは政府の予算ではございませうから、三十五年度中において検討をいたすようにいたします。私の方からも要請をしております。

○滝井委員 三十五年度中にぜひ一つ実現していただくようお願いをいたしておきます。

次は、この職業訓練施設に入所している者に対する失業保険の給付を延長する場合のその金額、これは失業保険をもらっている金額をそのまま延長していくことになりませうか。

○堀政府委員 その通りでございませう。

○滝井委員 そうしますと、政府としては、この与党提出の、訓練施設入所者の給付延長の対象人員と金額はおおよその程度と見ておりますか。

○堀政府委員 大体対象人員といたしまして約五千人、これは見込みでございませうから実際やってみないとわかりませんが、約五千人。これが給付を要する経費約三億五千万円と見込んでおります。

○滝井委員 対象人員五千人で、給付が三億五千万円だそうでございませうから、一応承っております。そうするとこの訓練期間が一年以内の者に限ることになっておるわけですね。一年以内ということになりますと、その高度の

技術を身につけることがだんだん困難になると思ふのです。私は失業保険の審議に入る三、四日前、冒頭に、日本における雇用労働者の質の変化について御質問を申し上げたわけですね。そうして最近における日本の雇用情勢は、電力にしても近代的な石油化学にしても、雇用労働者というものは、高等工業を出たような、工業的、理知的技術を有しておる者が非常に不足しておる。そういうことになりませうと、これからの職業訓練もある程度訓練手当を出し失業保険も延長をするということになれば、失業者にも早期に訓練所に入るといふ指導をやることによって、一年以上の技術訓練を要した労働者でなければ、雇用趨勢から考えて、私は役に立たないのではないかと感じるがするのです。この点、今回は議員立法でありあえずステップ・バイ・ステップというところで第一歩を踏み出したのだ。こういう意味で一年以内に限った善意に解釈したいのですが、これは現在の雇用情勢を考慮して、高度の技術者を必要とするという日本経済の実情から考えて、もう少し延ばさなければならぬと考えますが、その点労働大臣はどうですか。

○松野国務大臣 御趣旨のような感じを持っておりませうが、今回は特に訓練所の内容を変更して、なるべく一年以内に高度な技術ができるような内容の変更を要したいたしまはかっておりませう。従ってある程度技術を持った方は、いきなり二年生に入っていたら、初期の方は一年に入っていたら、基礎訓練は一年で済みますから大體できる。同時にできれば十カ月くらいで基礎訓練を終わって、二カ月くら

いを実務に合わせるような補足訓練という方向に進むべきではなからうか。これは実は教材と教える先生の質の問題であります。総合訓練所はたいてい私の申しました方向に進んでおりませうが、全国にまだこの普及が至っておりませんので、なるべく訓練所の訓練期間と内容に私はこの問題を前進させていきたい。そうして一年で一応基礎訓練からある程度的高等訓練まで入れる程度に訓練を進めて参りたいという方向にやはり改善すべきだと考えます。

○滝井委員 そうしますと、ある程度実力のある者は、一年を飛び越えて二年生に入れるというような、そういうシステムに今の職業訓練所はなっておりますか。

○松野国務大臣 ただいまの総合訓練所はそうなっておりませう。基礎訓練から高等訓練をあわせてやっております。こういう制度ができませうと、おのずから基礎訓練を経た方で、いわゆる科学技術の進歩に伴う高等訓練という分類が出て参りましょうし、今回この与党の修正案が通りますれば、訓練所の内容もその方向に合わせるものが、私は雇用市場に合わせるものだ、こういうふうな考えを持っておるわけでありませう。

○滝井委員 ぜひそういうように一つ職業訓練全般というものを、日本の雇用における求人側の質的な好みの違いというものに対応した訓練制度をぜひ確立していただきたいと思ひます。同時にその訓練制度というものは学校教育とも無関係ではないのです。先般職業訓練法をここでいろいろ質問をいたしましたときに、当時の文部大臣は衆議院議長をやりました松永東先生でござ

いしましたが、労働省の職業訓練と文部省の教育課程との関連というものが少しも連絡がとれていないのです。当時ずいぶん松永さんに質問をしたので、はつきりした答弁が出てこなかったのです。今後ぜひ松野さん、職業訓練課程と学校教育課程、それから実力のある者は途中からでも職業課程の高度のものに入れるという仕組みを一つ考えてもらいたいと思ひます。

次は、給付日数の延長に関する特別の措置でございませうが、一休給付日数を、失業多発地帯において労働大臣が広域職業紹介活動を命ずる、その命じた者に対して、どの程度の延長のワタをお認めになるのですか。

○堀政府委員 議員提案の修正案によりますれば、その内容、基準等につきましては、労働大臣が職業安定審議会の意見を聞いて定めるといふことになっております。そこでこの法案が成立いたしましたならば、労働省といたしましては、職業安定審議会を至急招集いたしまして、その御意見を求めた上で決定したいと思っておりますが、大體われわれの原案といたしましては、この場合において約二カ月程度の給付延長を行なうことが適當ではないか、このように思っております。なお具体的には職業安定審議会の御意見を伺った上で定めたいと考えております。

○滝井委員 労働省当局としては、給付日数の延長については二カ月程度だ、その最終的な結論は職業安定審議会の意見を聞く、そうしますと、この項目に該当する対象人員とその金額は一体どの程度になりますか。

○堀政府委員 これも基準のきめ方に

よりませうが、われわれの大体の考え方といたしましては、失業保険の全国の受給率に比べて著しく高い地区をこのような地区に指定したいと考えております。見込み人員は約二万五千人、この措置に要する見込み経費は約七億円程度を見込んでおります。

○滝井委員 失業多発地帯でございませうから、失業保険の受給者は非常に多くなるわけでしょうが、二万五千人、経費七億円ということですか。そうしますと、この場合に失業多発地帯で、職業安定法の一部を改正して労働大臣が広域職業紹介活動を命ずるのですが、その広域職業紹介活動というのは、具体的にどういうことですか。

○堀政府委員 ただいまの職業安定法の建前といたしましては、職業紹介は求職者の居住地を変更しないということとを建前にして紹介を行なうことになっております。しかし一定地域に多数の失業者が集中して滞留しておりまして、そのためその地域内での失業者を就職させることが困難となる場合が予想されますので、この場合においては通勤圏内への就職あっせんという原則にこだわらずに、積極的に他地域に就職を促進するための措置が必要であると考えるわけでございます。そこでこのような場合には、労働省が中心になって、失業者多発地帯の求職者に広範囲にわたる計画的に職業紹介活動を実施することが必要となるわけですが、これがいわゆる広域職業紹介という考え方になると思ひます。広域職業紹介計画の内容といたしましては、いろいろな内容が中に入ると思ひますが、まず第一に、他地域にどのくらい求職者を就職させることを目標にす

るか、それから今度は受け入れの方におきまして、その都道府県別に就職をあっせんする目標がどのくらいであるか、第三に、それをどのくらいの期間で行なうか、それからその次に求人者の選定基準をどのように扱うか、それから求職者の選定基準をどのように扱うか、それからそれと並んで、求人開拓あるいは求人連絡等、この広域職業紹介の計画を達成するために関係都道府県ではいかなる措置をとるか、以上のようなことを内容としたしまして、労働省から都道府県にお願いいたしまして、計画的に職業紹介を広範囲の地域にわたって行なおうということになつております。

○滝井委員 現在、炭鉱地帯における失業多発地帯、あるいは駐留軍労働者の失業多発地帯として指定されたものについて、今のような広域職業紹介計画というものを立てて、どの程度の成果を具体的に上げておりますか。

○堀政府委員 広域職業紹介活動は、炭鉱離職者臨時措置法によりまして、初めての試みとして実行したたわけでありまして、これにつきましては大体法律実施後二月末日までに炭鉱離職者約二千二百人につきまして、広域職業紹介の結果によりまして就職をさせております。その内容を大体産業別に申し上げますと、就職先は土建関係、鉄鋼関係、機械関係、金属関係というところが多くなつております。またその就職場所としては東京、神奈川、大阪、兵庫、愛知、岐阜、山梨というところが多くなつて、最も多く、それに続いて全国的に求職者があちらこちらに就職しておるという状況であります。

○滝井委員 土建、鉄鋼、機械、金属という中で、やはりどのようなものが最高ですか。

○堀政府委員 私がたゞいま申し上げました順序でございます。すなわち土建が一番多く、鉄鋼、機械、金属がこれに次いでおります。

○滝井委員 実は広域職業紹介においては土建業の就労が一番多いということ、結局土建業自身が非常に定着性のない労働を必要とするのです。トンネル、道路、港湾、これはジブシーのような者なんです。その工事が終わればまた次の飯場に行く。こういうような状態は、やはり若い間はいいのですが、御承知のように炭鉱離職者というものは四十才以上の者がだんだん多くなつてきつた。従つて子供もおり奥さんもおり、そして子供はすでに中学あるいは高等学校まで行つておるというやうなときに、父親がジブシーのような生活をするという事は一家にとっては重大な生活転換になるわけなんです。生活の変革をもたすわけですね。これは国民生活全体から考えましても必ずしも好ましいことではない。こういうところに広域職業紹介というものの一つの欠陥が出ておると思ひます。そういう広域職業紹介をやる場合には、十九条の二か何かに出ておりますが、これを立てるときには、やはり職業訓練計画にマッチしたものでなくちゃならぬと思ひます。訓練を受けておるうちに広域職業紹介をする。そこに行けば住宅もあつて、そこで安住の地が得られるのだ、こういう形でなければいけないと思ひます。そうして土建業のやうな、力仕事をやってしばらくして移動するといふやうなものは、やはり筋骨隆々たる若い労働者をそれに一時的にやる、そしてひまを見て訓練をさせながら安定的なものに切りかえていくという方法をやらなと、炭鉱離職者——このエネルギー革命といふものは急激に起こつてきたのですから、そこまで労働省はいかにかつたと思ひますが、こういう点労働大臣としてはいかがですか。

○松野國務大臣 土建業もだんだん内容が變つて参りまして、最近では機械を使うとか相当高度なものが非常に要求が多いので、機械を使う技術者が一番ほしいわけでありまして。同時に、この東京に就職しました者も、大体東京における建築及び埋め立て工事というのを対象にいたしておられます。滝井委員のおっしゃいましたのは山梨県、山梨県に参りました者は災害復旧ですから、永続的だとは私も考へておるかもしれません。しかし大体東京、名古屋の土建業というのは相当最近高度なもので、ビル建築というものがその対象になつております。ジブシーみたいなものだと言われればさうですが、だんだん土建の性質も變つて参りました。そういう意味で私たちも土建業を——今日百七十万の雇用を持つてゐるのは日本で単位産業では最高かもしれせん。従つてこういうのは一つの産業の犠牲ですから、土建業がいけないとは一がに言へない。同時に土建業の中の質の改善をはかるべきじゃなからうかという方向で、私たちの職業訓練はそれに合わせて訓練が今日は非常に要求をされております。

○滝井委員 とにかく世の中が非常に急激に變つてつたから、職業訓練にしても紹介のやり方にしても一適宜適切に抜かりなくやっていただきたいと思ひます。

次はこの広域職業紹介活動によつて職業のあっせんを受けることが適當と認められるその受給資格者についておやりになることに法案がなつておるわけですね。この受給資格あるものと認定する基準、ここが問題になつてくると思ひます。今私が土建業で申し上げましたように、これは四十才以上の人を、職業はないのだ、だから、広域職業紹介で土建に行きなさいといつて、どんどん送つておきますと、その家庭といふものは全く破壊されておる。われわれは、こういうあたにかい家庭生活まで考慮をした政策というものが打ち出されていかなければならぬと思ひます。不安な労働をせよというやう形でなくちゃならぬですね。そうすると、そのあなたの方の選考資格の基準、これはどうお考えになりますか。

○堀政府委員 広域職業紹介の対象となる求職者は、その広域職業紹介活動命令が出ました地域に居住する求職者であつて、他地域への移動の意思があり、かつ移動することが可能であるといふことが必要であらうと思ひます。その場合に、先生たゞいま御指摘のやうに、いろいろな家庭の事情あるいはその他の関係からいたしまして他地域への移動が不可能である、あるいは非常に困難であるといふやうなものについては、これは広域職業紹介活動でなしに、その地域において就職のあっせんをする、こういう考へ方でおるわけでございます。この点につきましては、やはり職業安定審議会等におきまして、具体的にその内容をきめて参りました。

○滝井委員 そうしますと、この給付日数の延長を職業安定審議会にかけるにしても、およそ二カ月程度で二万五千人、七億円だと申しますが、これはやはり延長する期間は当該本人が今までもらつておつた保険金とそのままいく、こういうことですね。

○堀政府委員 その通りでございます。

○滝井委員 次は就職支度金の問題です。就職支度金で失業保険の所定の給付日数の三分の一を、逆に言えば残したものの三分の一は五十日、それから二分の一から三分の二未満は三十日、このやうなことを基盤にして三十日、五十五日が出てきたのかという点ですが、こゝろあたりの腰のための数字でどういふことをやられたのではないかと思ひますが、政府としてはこういう点はどうか考へになりますか。

○堀政府委員 この修正案にかかりますこの制度は、受給資格者に対しまして早期再就職の意欲を喚起して、なるべく早い機会に再就職するように促進をはかるということがねらいであらうと思ひます。そこでたゞいま早期再就職の障害になつておるものは、就職いたしました場合に、やはりいろいろ難費がかかる。住居関係もかなりまゐり、あるいは新しく入職するわけでありまして、衣服その他の雑費もかかるであらうと考へられます。そこでその際におきまして原則としては一カ

いと思つておりますが、要するにその地域における求職者の方々にとつて、なるべくあたたい気分をもつて対処するといふ考へ方で臨みたいと思ひます。

○滝井委員 今度は就職支度金の問題です。就職支度金で失業保険の所定の給付日数の三分の一を、逆に言えば残したものの三分の一は五十日、それから二分の一から三分の二未満は三十日、このやうなことを基盤にして三十日、五十五日が出てきたのかという点ですが、こゝろあたりの腰のための数字でどういふことをやられたのではないかと思ひますが、政府としてはこういう点はどうか考へになりますか。

○堀政府委員 広域職業紹介の対象となる求職者は、その広域職業紹介活動命令が出ました地域に居住する求職者であつて、他地域への移動の意思があり、かつ移動することが可能であるといふことが必要であらうと思ひます。その場合に、先生たゞいま御指摘のやうに、いろいろな家庭の事情あるいはその他の関係からいたしまして他地域への移動が不可能である、あるいは非常に困難であるといふやうなものについては、これは広域職業紹介活動でなしに、その地域において就職のあっせんをする、こういう考へ方でおるわけでございます。この点につきましては、やはり職業安定審議会等におきまして、具体的にその内容をきめて参りました。

○滝井委員 とにかく世の中が非常に急激に變つてつたから、職業訓練にしても紹介のやり方にしても一適宜適切に抜かりなくやっていただきたいと思ひます。

月程度、それから早く就職する
ような場合には、就職の意欲も非常に
大きく、就職活動も非常に盛んである
場合が多いであろうと思ひます。その
場合、その場合にはさらに五十日程度を
支給することが適當になるのではない
か。就職の際にいろいろの経費がかかる
けれども、その金がないので早期就職
ができないというのが一つのネックに
なつておるのではないかと思ひます。
で、そういう点のネックを除外してい
くというのがこの修正法の趣旨であろ
うと考えております。

○滝井委員 ほんとうの支度金で一カ
月分程度をやるということではござ
います。政府は今後行政運営の上で
どう御解釈をおとりになるかとい
う点ですが、失業保険法及び職業安定
法の一部を改正する法律案の第二十
六に「その移転について特別の事由
がないと認められるものには、所定給
付日数を超えては失業保険金を支給
しない」とありますが、その事由とい
うのはどういふことを意味するのだ
か。

○堀政府委員 この点につきまして
も、職安審議会等の御意見は十分伺
つて基準を定めたと思ひますが、大
体われわれが考えてみますと、離職に
伴つて住居を変えなければならぬとい
ふことになつて、結局よその地域を
探したけれども、住宅がない、そこで
その地域の事情が悪いということがわ
かつておつても、やはりその地域内に
住宅を求めなければならぬというこ
とで移転を行つたというふうな場
合、それから家族がその地域内に居住
しておつて、家庭の都合等もあつてど

うしてもその家族と同居しなければな
らないというので、失業情勢が悪いけ
れどもその地域に転入してきたとい
うような場合、あるいはお父さんやお母
さんが死んで、そこで家庭事情が急に
変わったというので、郷里の失業情
勢で悪いけれどもそこに帰らざるを得
ないというふうな認められるような場
合におきましては、やはり余儀ない事
情があると思ひます。そこでそうい
うふうな場合には、これは特別の事由
がある、このように考えまして、今の
特別措置の適用をしてあげていいの
ではないか、このように考えます。

○滝井委員 ぜひ一つそういう親心は
出していただきたいと思ひます。
次は、就職支度金の三十日に該当す
る者の人数と金額、五十日に該当す
る者の人数と金額を伺ひたい。
○堀政府委員 この点につきまして
は、実はいろいろ積算しております
が、どうもあまりはつきりした三十日
が幾ら、五十日が幾らというふうな数
字はちょっとお答えできません。そこ
でわれわれの方といたしましては、大
体次のような見込みを立てておりま
す。過去の実績からいたしまして、
受給者に対しては就職率が全体とい
つたしまして六・六％くらいでござい
ます。そこで今度の制度ができれば
と、三割くらいはふえるのではないだ
ろうかというふうに見込んで計算いた
しますと、年間におきまして予想人員
が大体三十七万人というふうに見込
んでおります。これに要する経費が約三
十八億圓、ただし反面この措置により
まして就職が促進されて、保険の受給
期間が短くなるという減少分が予想
されます。これを約十八億圓と見込ん

ておりますが、結局三十八億圓から十
八億圓を引きました二十億圓程度が、
給付の増加になるのではないかと、こ
うに見込んでおります。
○滝井委員 そうしますと、今私が御
質問申し上げました職業訓練施設入所
者に関する給付延長制度の創設と、給
付日数の延長に関する特別措置等の新
設と、就職支度金制度の確立で、総額
正確なところ幾らになりますか。
○堀政府委員 総額三十億二千六百萬
圓、約三十一億、このように考えてお
ります。

○滝井委員 三十億二千六百萬圓だけ
政策が前進したことになつたわけであ
る。そこで大臣にお尋ねをしますが、政
府が提出をいたしました船員保険法等
の一部を改正する法律案は、一貫して
国庫補助を三分の一から四分の一に下
げるということが、今度のこの法律の
柱になつてゐるわけですか。ところが
の柱を、今回与党が出したこの議員立
法は一つ破つたわけですか。それはど
ういふ点で破つたかという、給付日数
の延長に関する特別措置の分新設につ
いては、国庫負担は三分の一をするこ
とになつた。この点については、あな
たの政策に対する重大な変更を行なつ
たのですが、これはどう御説明をし、
どう理解をされておりますか。

○松野国務大臣 ちょうど政府案は、
一年二カ月前の情勢で出しましたの
で、その後における情勢が客観的に変
化した、その変化に応じて与党の方
が今日の事情に合うような制度を出さ
れた、それがちょうどこの修正案とい
う形になつておりました。政府案は全
然修正案を否定しているわけではあり
ません。政府案プラス・アルファとい

うのが修正案でございますから、やは
りこれは改善であれば、与党であらう
が政府であらうが、全國民のためを考
えれば、いたずらにそういうことにこ
だわらぬでいいのではないかと。こ
れで平行線は同じだ、一本のレールを
二本引いても同じだというふうな感じ
で、方向はやはり東の方を向いてい
るのですから、異論はなからうと思ひ
ます。こういうことで、政府は異議なし
という閣議決定をしたわけではござい
ません。

○滝井委員 なかなかこれは苦しいと
ころでございますが、いいことでござ
いますから、われわれもこれ以上は追
及いたしません。
これで失業保険の方は大体横におく
ことにして、一つ最後に厚生省の厚生
年金の脱退手当金の問題です。これは
非常に大事なことです。与党の皆
さん方もちょっとお待ちをいただき
たいと思ひます。

脱退手当金の恩恵を受ける人は女子な
んです。ところがその女子の勤務年限
というものは非常に短かい。結婚や病
氣その他で女子が会社をやめるわけ
です。やめると同時に、会社では自動
的にその女子に脱退手当金の請求をや
つてあげるところがある。そういうこ
とになりますと、厚生年金法の七十一
条には「脱退手当金の支給を受けたと
きは、支給を受けた者は、その額の計
算の基礎となつた被保険者であつた期
間は、被保険者でなかつたものとみな
す。」となつてゐる。脱退手当金をもら
うと、その間は被保険者でなくなるこ
と、それは当然なんです。ところが「健
保ニュー」という雑誌がありますが、これはあ

うのが修正案でございますから、やは
りこれは改善であれば、与党であらう
が政府であらうが、全國民のためを考
えれば、いたずらにそういうことにこ
だわらぬでいいのではないかと。こ
れで平行線は同じだ、一本のレールを
二本引いても同じだというふうな感じ
で、方向はやはり東の方を向いてい
るのですから、異論はなからうと思ひ
ます。こういうことで、政府は異議なし
という閣議決定をしたわけではござい
ません。

とで見せたいと思ひます。その中に「私
は全く知らないのだ」脱退手当金の請
求と受領」といふのがあつた。ある
人が結婚で療養をしてゐるわけだ。
長期療養者ですから、会社が途中で首
にした、首にすると同時にいろいろ退
職の関係で判を会社に預けておつた
のですが、会社は慣例として女子が退
職したときにはみんな脱退手当金をも
らうものだ、こういう慣例があるらし
いのです。そこで脱退手当金をこの人
にももらうんだということで、いつの間
にかぼんと脱退手当金の請求をしたわ
けです。そうするとその人は結婚で
から、今度はあつたやつで障害年金の
請求をやつたわけだ。ところがあな
たは障害年金請求の資格はありません
よ、脱退手当金をもらつてゐるからと
いうことなんです。本人は長期療養で
病院に入院してゐる。会社は自分で
とつたわけではない、これは悪意はな
いのです。会社はちゃんと本人の両親
に送つてゐるわけだ。従つて家庭と
しては、今まで傷病手当金をもらつて
ゐるのだから、これも傷病手当金だろ
うと思つてゐる。脱退手当金とい
つたので、女子は四千円くらいしか
ないので、傷病手当金だと思つてい
るわけだ。しろうとですから、この
金が障害年金か、脱退手当金か、傷
病手当金かどうかというところは家族に
わからぬ。自分の娘に傷病手当金が
来たぐらゐに軽く考えておつた。とこ
ろがだんだん病気が長くなるので、結
核は障害年金の受給資格がでますか
ら、請求したら、あなたのためですと
なつたわけだ。こういう点、厚生年金
の脱退手当金に対するPRというものが
できていない。ですからみんな脱退

とで見せたいと思ひます。その中に「私
は全く知らないのだ」脱退手当金の請
求と受領」といふのがあつた。ある
人が結婚で療養をしてゐるわけだ。
長期療養者ですから、会社が途中で首
にした、首にすると同時にいろいろ退
職の関係で判を会社に預けておつた
のですが、会社は慣例として女子が退
職したときにはみんな脱退手当金をも
らうものだ、こういう慣例があるらし
いのです。そこで脱退手当金をこの人
にももらうんだということで、いつの間
にかぼんと脱退手当金の請求をしたわ
けです。そうするとその人は結婚で
から、今度はあつたやつで障害年金の
請求をやつたわけだ。ところがあな
たは障害年金請求の資格はありません
よ、脱退手当金をもらつてゐるからと
いうことなんです。本人は長期療養で
病院に入院してゐる。会社は自分で
とつたわけではない、これは悪意はな
いのです。会社はちゃんと本人の両親
に送つてゐるわけだ。従つて家庭と
しては、今まで傷病手当金をもらつて
ゐるのだから、これも傷病手当金だろ
うと思つてゐる。脱退手当金とい
つたので、女子は四千円くらいしか
ないので、傷病手当金だと思つてい
るわけだ。しろうとですから、この
金が障害年金か、脱退手当金か、傷
病手当金かどうかというところは家族に
わからぬ。自分の娘に傷病手当金が
来たぐらゐに軽く考えておつた。とこ
ろがだんだん病気が長くなるので、結
核は障害年金の受給資格がでますか
ら、請求したら、あなたのためですと
なつたわけだ。こういう点、厚生年金
の脱退手当金に対するPRというものが
できていない。ですからみんな脱退

手当金をもらえらるることを知らな
い人もあるし、脱退手当金を選ぶか、障
害年金を選ぶか、それとも老齢年金を
選ぶかという選択の点についても無知
です。こういう点に対するPRと申し
ます、これはもう今後国民年金なり
厚生年金が全国的な規模で広がって
いくことになれば、厚生省は相当金を
かけてでも全国労働者に——特に脱退
手当金の対象になる女子に普及する必
要があると思うのです。日本の女子は
二年か三年でやめる人が非常に多いの
です。二年以上すると脱退手当金はつ
きまです。こういう点一体どうい
う事柄は多いから「健保ニース」では
「ニースストーリー」として載せてい
るわけです。私も経験があるが、非常
に大きな問題なのです。

○本府政府委員 厚生年金の女子の被
保険者の脱退手当金のことで、お
尋ねのケース自身は私はまだよく読ん
でおりませんけれども、間々まれには
そういうこともあり得ると思うのであ
りまして、今のお話ですと、判子を預
けておったとか、これは本人の方に、
若干の手落ちはあるかと思いますが、
しかし全般的に申しまして、こういう
人たちのために常にこういう方面の制
度の内容とかいうものをPRする必要
があることは、まさに御指摘の通りだ
と私どもも存じております。それでど
ころによりましては、たとい会社から
出て参りまして、念のため本人にも
う一ぺん当たるといふ手の届いた方法
をとっておるところもあると存じます
けれども、この点につきましては將
来さらに注意して参らなければならぬ
と思います。脱退手当金制度そのもの

は、いろいろ通算の際に問題になりま
すけれども、そういう制度そのものの
PRについては今後一そう力を尽くし
て参りたい、かように存じておりま
す。

○滝井委員 厚生大臣に特別お願いし
たいのですが、国民年金が普及した来
年度から本格的に拠出がされてくる。
それから厚生年金も一千万人をこえる
労働者に適用されていくのですが、こ
の制度の内容について国民は非常に知
らないです。これはわれわれ議員もな
かなか年金というのにはむずかしくて知
りません。だから厚生省としては年金
に関するやさしいパンフレットぐらい
を出して、それを要所々々には配付を
して、そうして年金制度を普及せしめ
ていかないと、来年度になりまして、
国民年金の拠出の保険料が集まらない
という事態が起こりますよ。

それからもう一つは、これは炭鉱に
集中的に起こった問題があるのです
が、自分は坑内夫だと思ひ込んでおっ
たのです。ところが今度いよいよ年金
をもらう段になったら、君は坑外夫だ
ということになった。こういうことが
二、三年前に古河系の炭鉱に起こった
のです。労働者自身が、自分は坑内夫
になっておるのか、坑外夫になってお
るのか知らない人がずいぶんおる。昭
和十七年にこの制度が本格的に発足し
て以来なおそういう状態ですから、こ
ういう点については一つ事務当局に十
分意見をお聞きいただいて——年金問
題の普及といふものは相当大事だと思
うのです。これは保険料がそうしな
い、還元融資の問題、自主運用の問題
と合わせて、国民的な世論を喚起し

て、渡邊厚政というものを大きく前進
せしめるためにぜひやってもらいたい
と思うのです。

○渡邊國務大臣 御趣旨の通りいたし
たい、かように存じております。

○柳谷委員 ただいま議題となってお
ります六法案に関する質疑につきまし
ては、これをもって打ち切られんこと
を望みます。

「八木一男委員」提案者たる田中君
やその他の提案者に質問をしない
で打ち切るというのは、失礼じゃ
ないか」と呼ぶ。

○永山委員 柳谷君の動議に賛成の
諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」
○永山委員 起立多数。よって六法
案に対する質疑は終局いたしました。
ちょっと速記をとめて下さい。

「速記中止」
○永山委員 速記を始めて下さい。

○永山委員長 この際、五島虎雄君外
三名より日雇労働者健康保険法の一部
を改正する法律案に対する修正案が提
出されておりますので、提出者よりそ
の趣旨の説明を求めます。五島虎雄
君。

日雇労働者健康保険法の一部を
改正する法律案に対する修正案
日雇労働者健康保険法の一部を改
正する法律案の一部を次のように修
正する。
第二十八条の改正規定の前に次の
ように加える。
第十六条の二第一項中「第五日」を
「第四日」に改める。

第十六条の五第一項中「十四日」を
「二十一日」に改める。

附則第一項中「この法律は、」の下
に「日雇労働者健康保険法第十六条
の二及び第十六条の五の改正規定並
びに附則第三項及び第四項の規定を
除き、」を加え、「適用する」を「適用
し、同法第十六条の二及び第十六条
の五の改正規定並びに附則第三項及
び第四項の規定は、昭和三十五年四
月一日から施行する」に改める。

附則に次の二項を加える。
8 この法律による改正後の日雇労働
者健康保険法第十六条の二の規
定は、昭和三十五年四月一日前か
ら療養の給付を受け、かつ、その
療養のため引き続き勤務に服する
ことができなかった者であつて、
同日においてまだ傷病手当金の支
給がはじまつていないものについ
ても、適用する。

4 この法律による改正後の日雇労働
者健康保険法第十六条の五の規
定は、昭和三十五年四月一日以後
の分へんについて適用する。

○五島委員 日雇労働者健康保険法の
一部を改正する法律案に対する修正案
の理由を説明いたしたいと存じます。
これは日本社会党及び民主社会党を代
表して申し上げます。

まずこの修正案の原案は皆さんのお
手元に配付されてありますけれども、
その修正案の内容は、第一点といひし
ために、傷病手当金の支給を療養のた
めに勤務に服することができなくなっ
た日から起算いたしまして「第四日」か
ら行なうものとするのであります。

第二点といたしましては、出産手当
金の支給限度を「二十一日」とすること
であります。

以上が修正案の内容でございますか
ら、慎重に御審議の上皆さんの御賛同
をお願い申し上げます。

○永山委員長 本修正案に対する質疑
はないようであります。

この際、藤井君外二十三名提出、
失業保険法及び職業安定法の一部を改
正する法律案、田中正巳君外二十三名
提出、厚生年金保険法の一部を改正す
る法律案、日雇労働者健康保険法の一
部を改正する法律案及びこれに対する
修正案、船員保険法の一部を改正する
法律案並びに八木一男君外十二名提
出、失業保険法及び職業安定法の一部
を改正する法律案、以上各案はいずれ
も国会法第五十七條の三の規定に該當
するものでありますので、内閣に意見
があれば、この際意見を求めることに
いたします。松野労働大臣。

○松野國務大臣 自由民主党より提案
になった法案は、政府提案の法案の内
容をすべて取り入れたものであり、か
つ政府提案の法案の内容に付加されて
いる事項は、最近の雇用、失業の情勢
から見て、関係者から特に要望されて
おる内容であり、また失業保険経済の
上から見て支障がないので、政府と
しては異存がないという見解でありま
す。社会党提案の法案のうち職業訓練
期間中の給付期間の延長、特定地域の
指定による給付期間の延長、就職仕度
金制度の創設、日雇の待期日数の一
日短縮については前述の趣旨から異論
がないが、その他については今直ちに
賛成いたしたいと存じます。

○永山委員長 渡邊厚生大臣。

○渡邊國務大臣 日雇労働者健康保険法の一部改正案の日本社会党、民主社会党共同修正案に対しては、やむを得ないものと認めます。

○永山委員長 引き続き齋藤邦吉君外二十三名提出、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案、田中正巳君外二十三名提出、厚生年金保険法の一部を改正する法律案、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案並びに船員保険法の一部を改正する法律案、内閣提出、船員保険法等の一部を改正する法律案、以上各案を一括して討論に付します。通告がありますので、これを許します。八木一男君。

○八木一男委員 私は日本社会党及び民主社会党の両党を代表いたしまして現在議題になっております六法案中、政府提出の船員保険法等の一部を改正する法律案並びに齋藤邦吉君外二十三名提出の自民党案の失業保険法並びに職安法の修正案、それから田中正巳君外二十三名提出の船員保険法の一部を改正する法律案につきまして反対をいたしまして、日本社会党の失業保険法及び職安法修正案に賛成の意を表し、なお厚生年金並びに日雇労働者健康保険法については非常に微温的でありけれども、賛成の意を表するものであります。以下その理由を申し述べます。

その理由の要点は、失業保険法の改正に關してであります。船員保険法に關しても、その中の失業保険の部分の改正についての意見であります。憲法

二十五条の精神に従つたら、あるいは失業保険法の第一条の精神から考えまして、失業保険給付は当然に失業者の生活安定をはかることを考えるわけでございますから、その本質から考え、失業期間中、再就職まですべての期間を失業保険金を給付してその生活の安定をはかるのが本筋であります。その点について、現行失業保険法については非常に劣悪な内容があつてけしからぬということがまたの声であります。もう一つは、失業保険金の金額は千分の六十というふうな金額であつて非常に少ない。しかもそのもとになる賃金が、日本の国は残念ながら政府の諸政策の間違いのため非常に低い。アメリカに対しては九分の一、西欧諸国に対しては何分の一というふうな低い状態にある。その低い賃金をもとにして千分の六十をかけたような失業保険金額では、失業期間中の生活を安定させることはできない。これは当然のことである。だが考えてもあたりまえのことである。そういう状態から考えて、失業保険法並びに船員保険法の失業の部分については、当然急速に、あらゆる努力を重ねてこの給付の増大に当たらなければならぬ状態にある。もちろん国庫負担の増額あるいは保険料の増率も考えてそれを上げていかなければならぬ状態にあるのかかわらず、政府はその点について怠慢きわまる態度をとつておる。ところが失業保険会計あるいは船員保険の失業保険の部分については最近非常に黒字が増して参りました。政府は、実際にやるかどうかは非常にまゆつばものであるけれども、雇を増大させるといふ方針を世の中

に訴えて、もしその通り増大ができるものであるならば、現在の黒字基調はますます拡大するはずである。そういう状態においては会計上というふうな、そういう逃げる議論は成り立たないのであつて、そのような黒字基調をもとにして、非常に劣悪きわまつた失業保険の内容を改善するのが当然である。再就職まで失業保険給付をやる、あるいは低賃金の状態から勘案して、失業保険の給付率を高めるといふのが当然である。また日雇失業保険について、その金額をできる限り大幅に引き上げるといふことも当然である。それにもかかわらずその重要点をはずして失業保険法の修正案を出してきた。日雇の一日待期減少というふうな、ごく部分的な前進と見られる部分があるけれども、しかしながら総体において、国庫負担を三分の一から四分の一に下げるといふような重大な改悪を考へてゐる。国庫負担があつてこそ失業保険の本則に従つた拡大ができるのに、そのような国庫負担を今遮断するというようなことは、政府や自民党が考へてゐる福祉国家の創設あるいは社会保障の拡充という公約からは全然逆な方向である。政府も与党もその公約に違反したことをこの法案の提出によつてあるいはこれを強行しようということによつて明らかに天下に声明したことになる。まさに、今不規則発言があつたように、腹を切るのがいやであるならば、与党の諸君もこの採決に当たつてわが党あるいは民主社会党の正当な議論に同調せられまして、このような悪法案を否決されるのがあたりまえである。われわれは与党の議員の良識を信じて否

決されるということを考へておる。しかしながらこれを否決されなかつた場合には、政府のみならず与党の方も良心がないということをお断ぜざるを得ない。次にこの問題は、もう一つの点で重大な問題をはらんでゐる。政府が金を出し惜しみをして社会保障を後退させるといふようなことだけでは、ほんとうに国を背負つて立っている労働者を圧迫をして、一人利益を壟断して日本の政府を実質的に支配している独占資本に奉仕して、その利益をますます拡大をし、労働者の搾取を拡大しようといふ考へ方がこの中に入つてゐる。失業保険の給付率の引き下げ、千分の十六を十四にするというとは何となくことであるか。保険料を下げるといふようなことをイージー・ゴイングに考へるものではない。保険料を下げればいいという考へ方は、社会保障がなければいいという考へ方に通ずるのである。安ければいいというふうな考へ方は、社会保障を担当する人の言うべき言葉ではないと思ふ。社会保障が完全な形になつて、失業保険が再就職まで完全に保障される、給付金が当然なところまで引き上げられる、あるいはすべての社会保障が一部負担とかあるいは本人負担というものがなくなつて、完全な形になつて初めて保険料の引き下げといふことは前進の意味で考へられる。それまでの保険料の引き下げといふことは社会保障の前進ではない。全般的にそうではない。しかもその保険料の引き下げで利を得るのはだれか、大もうけにもうけてゐる一人独占資本がもうけるのである。労働者の社会保障を拡充してもらいたいといふ

希望はそこでストップされて、大ぜいの大資本家、大経営者がその負担を免れるのがこの改悪案の性質である。しかもまた失業保険給付からストップされることによつて、この劣悪な失業保険給付最大限二百七十日しかももらえない。しかもあの低賃金の六割しかももらえない。日雇失業保険の失業保険金に至つては、その一級ですら家族がある場合には生活保護を下回るといふような貧弱な内容、このような失業保険金では、労働者は自分の適切な職業を選びたい、当然労働者の権利を認められるような職場に働きたい、そのような希望を捨てて、飢えに泣く家族のために労働の安売りをしなければならぬといふことになるのである。そのようなことをこの法案で政府や与党は考へてゐる。所得倍増とかいろいろと耳にいいようなことを政府は言つておるけれども、給付の引き下げでますます社会保障料に支出するものが少なくなる。その点でも、もうかるような一握りの経営者の所得倍増、倍増どころか所得十倍を考へて、低所得者、ほんとうに働いて国を背負つて立つ労働者諸君の所得を幾分でも上げようなんといふことは考へておらないといふことが、今度のこの失業保険法の改悪案で明らかにされたわけである。所得倍増といふような偽りのおごりがましい看板は直ちにこの場でおろすのが至当である。悪いことはやってもよい、——よくはないけれども、やろうとするならば、私は悪いことをやるんだと宣言してやりなさい。極悪非道なことをやりながらそれがいいことのように言う。そのような間違つた政治が行なわれておる限

り、日本国民のしあわせはありませ
ん。悪いことはやらない方がいいけれ
ども、やるんならば、悪いことをやり
ますと言え、それに対する批判が起
こる。悪いものに砂糖をかぶせて、毒
に砂糖をかぶせて、これは甘いから食
いなさいというような卑怯な態度は許
されないのである。このように、政
府提出の船員保険法等の一部改正案
は、実に極悪非道の法律である。

それを中軸にして、いささかの甘い
ものをつけ加えた齋藤案、失業保険の
改正案、これも本質的に何ら変わりは
ない。砂糖がないよりはましだけれど
も、しかし、その中の猛毒は同じであ
る。その意味において、政府提出の船
員保険法案は絶対に反対をするし、ま
た、齋藤邦吉君提出の失業保険法の一
部改正案も、幾分の甘さはあっても、そ
の中の猛毒を考えると断じてこれ
は賛成することができない。そのよう
な間違った法律を提出された方も、ま
さに賛成しようとする方も、どうか考
えていただいて、国民のためにこのよう
な法案は皆さんの良識で否決して、日
本社会が懸命に考えた、失業保険法
の底上げをする、あるいはまた失業保
険の給付期間を延長する二年以上の就
職をした人は三百六十五日まで失業保
険の給付期間を延長する、月約一万円、
日額にして三百三十円までの給料に当
たる部分については十分の八の利子を
かけて失業保険計算をする、あるいは
また、日雇失業保険の失業保険金を一
級二百円を二百二十円にする、あるい
はまた二級の百四十円を百八十円にす
る、それに齋藤君が一生懸命に考え幾
分の甘さを加えた、職業訓練中の者に
ついては給付期間を延長する、失業多

発地帯については労働大臣のいろいろ
な判断によってこれを延長することが
できる、あるいは支度金を出すこと
ができる、あるいはまた日雇失業保
険の待期日数を一日減少する、このよ
うな、現在の段階において政府の非常
にけちな財政政策でもやり得る最大限
度において考えたこのような法律につ
いては、われわれはまさに妥当な法律
であると考えておるわけである。与党
の諸君も、一般予算を大幅に改正する
内容であれば御賛成になりにくいお立
場があると思ひますけれども、現在の
の国庫負担をそのまま置き、保険料
率をそのままに置けば、年間に二百十
億の黒字が出ることは明らかに推定さ
れているわけであります。そして、こ
のような給付をやるためには二百八十
億か九十億で足りる。失業保険会計に
は六百億の黒字がある。その間には、
社会党が内閣をとれば完全雇用を実施
する。自民党の内閣でも雇用増大を叫
んでおられる。従って、失業保険の黒字
は拡大するので、政府の一般的財政政
策を要さないでも、失業保険の
底上げ、日雇失業保険金の増額、あ
るいはまた失業保険給付日数の延長と
いうことは実現可能でございます。ど
うか、与党の賢明な先生方、この本旨
には変わりはないので、この点をお考
えになつて——われわれは反対である
けれども、政府の財政基本政策にはあ
まり支障がないことである。しかも失
業保険の本旨に沿うことが今の現在
で案にできる。この案にできるのを、
案にできないような国庫負担減少ある
いは保険料引き下げという方向
にはならないように、最後の瞬間でこ
ざいますが、どうかお考えをいただい

て、私どもの懸命に考えた案に御賛成
をお願い、与党の尊敬する齋藤さんの案
を願ひますがそれは否決、そして、
政府案を否決して、失業保険が前進す
る態勢になつていただくよう、御協力
下さるよう心からお願ひ申し上げる次
第です。

そのような意味で、私ども日本社会
党と民主社会党は、政府原案の船員保
険法等の一部改正案に絶対に反対、齋
藤邦吉君提出の失業保険法及び職安法
改正案に絶対反対、また、田中正巳君
提出の船員保険法の一部改正案に絶対
反対、わが党案に全面的に賛成、そ
して厚生年金保険法並びに日雇労働者
健康保険法の改正案並びにその修正
案、これは非常に微温的ではあるけれ
ども、将来において大勢の方の良識に
よつてこれが前進することを期待しつ
つ、現在一歩前進がありまします、こ
の点については賛成の意を表明するも
のでございします。

○永山委員長 以上で討論は終結いた
しました。

まず、齋藤邦吉君外二十三名提出、
失業保険法及び職業安定法の一部を改
正する法律案について採決いたしま
す。本案に賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔賛成者起立〕

○永山委員長 起立多数。よつて、本
案は原案の通り可決すべきものと決
しました。

次に、田中正巳君外二十三名提出、
厚生年金保険法の一部を改正する法律
案について採決いたします。本案に賛
成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永山委員長 起立総員。よつて、本
案は原案の通り可決すべきものと決
しました。

次に、田中正巳君外二十三名提出、
失業保険法及び職業安定法の一部を改
正する法律案について採決いたしま
す。本案に賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔賛成者起立〕

案は原案の通り可決すべきものと決
しました。

次に、田中正巳君外二十三名提出、
日雇労働者健康保険法の一部を改正す
る法律案について採決するのでありま
すが、本案については五島虎雄君外三
名より修正案が提出されておりますの
で、まず修正案について採決いたしま
す。本修正案に賛成の諸君の起立を求
めます。

〔賛成者起立〕

○永山委員長 起立総員。よつて、本
修正案は可決されました。

次に、ただいまの修正部分を除く原
案について採決いたします。本案に賛
成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永山委員長 起立総員。よつて、本
案は修正議決すべきものと決しまし
ました。

次に、田中正巳君外二十三名提出、
船員保険法等の一部を改正する法律案
について採決いたします。本案に賛成
の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永山委員長 起立多数。よつて、本
案は原案の通り可決すべきものと決
しました。

ただいまの議決の結果、内閣提出、
船員保険法等の一部を改正する法律案
は議決を要しないものと決するに賛成
の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

法及び職業安定法の一部を改正する
法律案に対し附帯決議を付すべしと
の動議が提出されておりますので、そ
の趣旨の説明を求めます。大坪保雄
君。

○大坪委員 私は、自由民主党を代表
いたしまして、齋藤邦吉君外二十三名提
出の失業保険法及び職業安定法の一部
を改正する法律案に對しまして附帯決
議を付するの動議を提出いたします。
まず、その附帯決議の案文を朗読い
たします。

失業保険法及び職業安定法の一
部を改正する法律案（齋藤邦吉
君外二十三名提出）に對する附
帯決議

失業保険は被保険者が失業した場合
にその生活の安定を図ることを目
的とするものであること及び最近に
おける賃金の実情にかんがみ、政府
は一般失業保険の低額保険給付及び
日雇労働失業保険の失業保険金日額
について、すみやかに検討の上、そ
の引き上げについて成案を得るよう
努力すべきである。

以上であります、読んで字のごと
く、あらためて御説明を要しないと存
じます。

何とぞ満場の各位の御賛同によつて
この附帯決議を御決定いただくよう
にお願いを申し上げます。

○永山委員長 本動議について採決い
たします。これに賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

○永山委員長 起立総員。よつて、齋
藤邦吉君外二十三名提出、失業保険法
及び職業安定法の一部を改正する法律
案に對しましては、大坪委員の動議の

ごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、労働大臣より発言を求められておりますので、これを許します。松野労働大臣。

○松野国務大臣 ただいまの附帯決議の御趣旨に沿って善処いたします。

○永山委員長 なお、柳谷君より、田中正巳君外二十三名提出、厚生年金法の一部を改正する法律案及び船員保険法の一部を改正する法律案に対しそれぞれ附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、その趣旨の説明を求めます。柳谷清三郎君。

○柳谷委員 自由民主党並びに日本社会党、民主社会党共同提案にかかる厚生年金保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議の案文を朗読いたします。

厚生年金保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

厚生年金保険が勤労者のための年金制度の中核たることに鑑み、政府は、将来これが給付内容の改善に努めるとともに他の年金制度との通算調整を含む総合調整についてなるべく速やかに結論を得るようすべきである。

また、政府は、厚生年金保険の運営に関し、特に、次の諸施策の実現に努力すべきことを要望する。

一、適用範囲を従業員五人未満の事業所へ拡大すること。

二、積立金の管理運用については、特に拠出者の意向を反映しうるものとするともに、還元融資の枠を拡大すること。

三、老人ホーム等の福祉施設を増設し、年金受給者が年金により老後

の生活を営みうる方途を講ずること。

四、年金受給権を担保とする金融の途を講ずること。

以上案文であります。これに対しては特に説明を要しないと思ひます。

次に、わが自由民主党からの船員保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議の案文を朗読します。

船員保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、厚生年金保険及び失業保険の改善の検討に併せ、船員保険についてもこれに見合う検討を行い、すみやかに成案を得るよう努力すべきである。

これについてもあらためて説明を要しないと思ひます。以上。

○永山委員長 本動議について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永山委員長 起立総員。よって、田中正巳君外二十三名提出、厚生年金法の一部を改正する法律案及び船員保険法の一部を改正する法律案に対し、柳谷委員の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣より発言を求められておりますので、これを許します。渡邊厚生大臣。

○渡邊国務大臣 全会一致の趣旨を尊重いたしました。検討いたします。

○永山委員長 なお、ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永山委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

本日は、これにて散会いたします。
午後三時二十五分散会

〔参照〕

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案（齋藤邦吉君外二十三名提出、第三十三回国会衆法第二十三号）に関する報告書

厚生年金保険法の一部を改正する法律案（田中正巳君外二十三名提出、第三十三回国会衆法第二十四号）に関する報告書

船員保険法の一部を改正する法律案（田中正巳君外二十三名提出、第三十三回国会衆法第二十六号）に関する報告書

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案（田中正巳君外二十三名提出、第三十三回国会衆法第二十五号）に関する報告書

船員保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第三十一回国会閣法第一六八号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕